

令和3年第2回那須烏山市議会3月定例会（第2日）

令和3年3月3日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時10分

◎出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|------|
| 1番 | 青木敏久 | 2番 | 興野一美 |
| 3番 | 堀江清一 | 4番 | 荒井浩二 |
| 5番 | 福田長弘 | 6番 | 村上進一 |
| 7番 | 矢板清枝 | 8番 | 滝口貴史 |
| 9番 | 小堀道和 | 10番 | 相馬正典 |
| 11番 | 田島信二 | 12番 | 渋井由放 |
| 13番 | 久保居光一郎 | 14番 | 沼田邦彦 |
| 15番 | 中山五男 | 16番 | 高田悦男 |
| 17番 | 平塚英教 | | |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-------|
| 市長 | 川俣純子 |
| 教育長 | 田代和義 |
| 会計管理者兼会計課長 | 澤村誠一 |
| 総合政策課長 | 石川浩 |
| まちづくり課長 | 大谷光幸 |
| 総務課長 | 佐藤博樹 |
| 税務課長 | 高濱裕子 |
| 市民課長 | 皆川康代 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 水上和明 |
| こども課長 | 川俣謙一 |
| 農政課長 | 大鐘智夫 |
| 商工観光課長 | 小原沢一幸 |
| 都市建設課長 | 佐藤光明 |
| 上下水道課長 | 高田勝 |

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

藤田真弓

書記

菅俣紀彦

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。昨日の午後から夜にかけて、待望の雨が降ってくれました。これによって、コロナ感染がより終息に向かうように、また、花粉の飛沫も、少しとどまってほしいと思っているところであります。

傍聴席の皆様方におかれましては、早朝よりお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、出席している議員は16名であります。8番滝口貴史議員から遅刻の通知がございました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて60分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので御了解を願います。

なお、通告された質問の要旨からは、想定できない質問内容の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、6番村上進一議員の発言を許します。

6番村上進一議員。

〔6番 村上進一 登壇〕

○6番（村上進一） 皆さんおはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきました議席番号6番の村上でございます。

傍聴席にいらっしゃる市民の皆様には、強風の中、議会に足をお運びいただき、ありがとうございます。

先ほど議長の話ですが、雨が降った後、今日は花粉がいっぱい飛んでおりまして、花粉症歴40年の私としては、非常に憂鬱な時期なんですけど、一般質問トップバッターとして頑張っていきたいと思っております。

今回の私の質問は、地域担当職員制度の導入について、市内文化財等の活用について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業について、最後に那須烏山市民号の現状と今後につ

いてでございます。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いするものであります。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 最初の質問でございます。地域担当職員制度の導入についてであります。川俣市政のキーワードは、オール那須烏山と私は思っておりますが、市長、問題ないでしょうか。

今年、令和3年度予算概要にも、「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」とうたっております。少子高齢化、人口減少が続く那須烏山市の将来を考えると、市民と行政がともにまちづくりのパートナーとして、協働のまちづくりを推進する必要があると私は考えております。

この考えは、執行部の皆さんも同じだと思うんですが、佐藤総務課長も同じ考えでいいですか。ですね、はい。そこでなんですが、より市民の意向を市政に反映するため、市職員の一人ひとりが各地域の担当職員となり、担当地区の問題解決にはどうしたらよいかを市民とともに考えていく地域担当職員制度導入が必要と考えております。

市長の見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地域担当職員制度の導入についてお答えいたします。

地域担当職員制度は、より市民の意向を市政に反映させるために職員を各コミュニティの担当職員として、担当コミュニティの問題解決にはどうしたらよいかを地域とともに考えていくという目的から広がった制度でございます。

県内での導入例でございますが、その目的として、自治会と行政の連携体制の確立や自治会と職員の信頼関係を築くこと、また自治会と行政との協働のまちづくりの取組により、地域活動の活性化を推進することを狙っているものなどがございます。

現在、県内では7市町において地域担当職員制度を導入しております。職員の具体的な業務内容は市町によって様々でございますが、共通しているところは、自治会主催の会議への出席、行政と自治会の連絡調整、自治会活動の支援などが挙げられています。

一方において、苦情への対応が多くなるなど、協働のまちづくりの目的に合致しない等の理由により、6市町におきましては制度を廃止した例もあるそうです。

市民との協働、コミュニティ活動や、まちづくり活動の充実を総合計画に掲げ、NPOや市民団体等の活動の各種支援等を行ってまいりましたが、各団体の主体的な活動事例も多くなっております。

オール那須烏山による協働のまちづくりに向けた地域担当職員制度の導入につきましては、

様々な角度から総合的に検討させていただき、議員の御指摘を踏まえて、まずは市執行部が地域に出向いて、市民の皆様との対話の中から地域の問題や課題を共有し、市政に反映させて解決策を見いだす広聴事業を強化してまいりたいと思います。

この広聴事業は、実は昨年からもずっと、行政区長会議のときに皆さんに諮っているのですが、手を挙げて来てくださいという話がなかなかできなかったのも、今度はちょっとピックアップをさせていただいて回っていききたいなと思っております。その中で、もしも、そういうものをしてみたいというところがあったら、まずはそこから取り組むという形から始めていって、全体的にどのようにできるかを諮っていききたいなと私の中では思っています。

正直言います、市役所のOBの方々が自治会長になっていたり、現職が役員になっていたりしているので、今でも連絡係を兼ねているような方もいらっしゃいますので、その辺も活用を強化させていただいたりして進めていって、様子を見ていききたいなと今のところは思っておりますので、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。村上議員、よろしかったらマスクを取ってください。

○6番（村上進一） すみません、滑舌が悪くて。

今の市長の答弁ですと、この地域担当職員制度はすぐには導入しないけれども、その前段として、今やっている活動を強化しながら。行く行くはこの制度にたどり着くというわけではないということですね。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） たどり着けるかどうかは、自治会との協議をさせていただきたいと思っております。やはり何個かの自治会、今あるのは98でしたか。自治会があるので、そこ全部にはというのはちょっと難しいし、地域別にしたほうがいいのか、地区割りにしたほうがいいのか、その辺も協議させてもらう課題になると思いますので、その辺も検討課題として入れさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 先ほど、市長のほうからも地域担当職員制度の役割という話があったんですけども、地域づくり会議の出席とか、地域コミュニティ活動の助言、地域住民の意見、要望の受付と、担当課への取次ぎ等、いろいろあるんですけども、この地域担当制度というのは、地域も、行政もメリットがあるわけです。市民側からすれば、地域における連帯感の醸成、まちづくりの担い手としての責任感と地域力が醸成される。また、市政への参加意識の高揚がある。

行政側としても、地域との信頼関係と相互理解が促進される、きめ細かな市民本位のまちづ

くりの実現ができる、市民協働の理解を得るための実践的な職員研修の場となるというように、地域にとっても行政にとっても、今後のまちづくりとして効果があるんです。ウィン・ウインの関係に構築できると思うんですけども、今、現在そういった地域とのかけ橋というのは、さっき市長が言ったような行政区長会議だけではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、御質問いただいております、まず最初に地域担当職員制度について、導入の事例などを踏まえながら、私どもが調べた範囲なんですけれども、お答えをしたいと思います。

地域担当職員制度については、県内25市町のうち、今現在7市町でやっていらっしゃいます。最近やられたのが栃木市、前々からやっていらっしゃる足利市、佐野市、鹿沼市、町では上三川町、益子町、市貝町などがやっている形です。単独、合併しなかった町が4つあって、合併されたところは3つあるという感じだと思います。

それから、どんなことをやっていらっしゃるのかなというので、ちょっと軽く見させていただくと、先ほど、市長からもありましたとおり、98とかという自治会が本市にはあるんですけど、その98の自治会に1人の職員が張りつくというのは、なかなか物理的に難しいというところがあります。

なので、多くの市町村が、自治会と連合の間に地区組織みたいなものを置いている場合が多いです。足利市の場合にも、十幾つぐらいだと思うんですが、そういうふうになんか十幾つとかという単位になっていて、そこに地区で話し合いがあるので、そういったところに出向くみたいなスタイルが多いようでございます。

あるいは、地区組織がないところは、3つとか4つとかというふうになんか自治会を束ねて、そこに職員が何かの会議の際に行くようです。そういったやり方をされている団体が今7つある一方で、過去に導入されていたんだけど、やめられたというところが、市長答弁にもありますとおり、6つございます。

日光市、真岡市、那須塩原市、町では芳賀町、塩谷町、那須町。単独の市町としては3つ、合併されているところでも3つでございます。合併されているところでは、やめられたところの中には、最初合併したばかりから10年間ぐらいは、これをやりながら地区の意見を吸い上げることをやっていかれた例があるようです。

やはり10年たってくると、いろいろ落ち着かれてきたり、あとは役員さん方の世代交代もきつとあったんでしょう、活動自体がおとなしくなってしまうと、機能がしなくなったということもあったようです。そんな傾向というか、県内ではそういった流れがあるということ、まず、お答えをさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） なかなか地域性があつたりして、これをすぐに導入するのは難しいということはよく分かりました。

これとは別に、集落支援員という制度がありまして、国が集落支援員の設置、集落点検及び話合いに要する経費について、自治体に対し特別交付税により支援するという制度があるんですけども、この制度というのは、那須烏山市で検討したことはあるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 集落支援員については、名前は私も聞いたことがあるんですけども、具体的にどこの省庁で管轄されている補助なのかは定かではありません。過疎の関係とか何かなのかなと。すみません。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） すいません。ちょっと外れた質問かもしれないんですけども、大体、自治会長さんがこれを兼務する例が多いらしいんです。資料によると、自治会長などが業務の集落支援員で2,000人ぐらいいると。自治会長さんがそういった支援員としてやっているということがあるんです。

だから、今、職員が地域における担当制度を導入するのが難しいのであれば、こういった集落支援員という制度を設けて、自治会長さんなりにこういった集落支援もやっていただけるようにするのも、1つのコミュニティの醸成の手段かなと思います。

この制度が根づかないという原因の1つに、職員側の対応に課題があると思うんです。例えばさっき言ったような自治体の守備範囲を超えた要望が地域から出てしまうと、地域の担当者の職員の能力が試される。理解力、伝達力が試されるとか、地域の御用聞き的立場になって地域の利益誘導の手段として使われてしまう。担当職員の負担が大きくて、担当外職員との差ができてしまうとか、また、時間外の問題などで、休日出勤の人件費だとか、そういったもろもろの問題があつて、多分、長続きしなくて、7市町のうち6市町が廃止したといった経緯もあると思います。地域の必要性がないということもあると思うんですけども、多分こういった問題があるので、なかなか広がらないという部分はあると思うんです。

ただ、今働き方改革で、デジタル化を推進しているんです。だから、デジタル化ができる分野には、どんどんそういったものを導入し、こういったフェース・トゥ・フェース、人と人が関わらなくてはできない行政事務というものに人を集中させるということも1つの方法だと思うんです。

地域とのコミュニケーションというのは、何も、例えば自治会長のうちに行つて聞くとか、そういうものでなくても、タブレットでその地域の担当者に、地域からこういった話が出たん

ですけどというメールなりでやり取りをすれば、ああ、これはこの課だというような形ですぐ対応ができると思うので、私としては、やり方次第でいろいろできると思うんです。

今、市長が言ったように、すぐこういった制度を導入しようというのではないというのは分かるんですけども、徐々に市民の意見を聞いて、どんどん巻き込みながら、将来の那須烏山市の行政をやっていくということについては賛成なので、川俣市政はこうやっているんだという見える化が私は欲しいと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） そういう見える化がしくて、いろんな意味での広聴会を開いていただきたいとか、そういうことはしましたけど、何分にも今年度はコロナがありまして、いろんな意味で、住民説明会とか、そういうものも開けませんでした。

ただ、その前のときに、庁舎やコンパクトシティと防災行政無線の住民説明会をしたときには、職員も皆さん出ていただいておりますし、OBの方々も出ていただいて、御意見等もいただきたり、また、後から取りまとめて、こういう意見もあったよという報告をいただいたりもしておりますので、今でもそういうつながりはあると思います。

私も、各地で開いている運動会とか、イベントみたいなところに参加させていただくと、やはり職員の皆も出ていて、手伝っていたり司会をやっていたりというので活動はしていただいています。だから、その地域などは、逆に言ったら、そういう割当ては早くできるのではないかなと思います。全く携わっていない地域もありますので、その地域と差が出てしまうようなことがないように、できたら、ある程度の均等性を図るとなると、すぐにはできにくいかなと思いますので、その辺は調整させていただいたり、どのような地区割りにするかも、割当て地区が大ざっぱなところでまとまっているのか、旧小学校でまとまっているところとか、いろいろなものがあるので、その辺も課題として考えさせていただきたいと思います。

住民の意見をじかに感じるということが大きなことなんですが、全員と話し合うことはなかなかできないので、やはり職員や自治会長を通じてという話が一番多くなりますので、そういう機会を設けることには私としても賛成しておりますので、なるべく前向きにその辺は進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 今までもやっていたけれども、今後はさらにそういったコミュニティの強化を図るということで、市長の見解ということでよろしいですね。

今後、将来の那須烏山市を考えると、こういったコミュニティ、地域とのつながりが非常に大変重要であると市長の見解をいただきました。ありがとうございます。今後はさらに川俣市政を発展させる意味でも、地域との連携を深めていただいて、オール那須烏山の確立に向

けて努力していただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次の質問ですが、市内文化財の活用についてでございます。我々、行動する文教福祉常任委員会では、令和2年10月20日に烏山城跡、長者ヶ平官衙遺跡を視察いたしました。

12月には大田原市湯津上の笠石神社の北西で東山道の一部と見られる遺構が見つかり、新聞等で大きく報道されております。実は私はこの一般質問をするので、その遺跡を見に行っただんですが、既に跡形もなく埋められてしまいました。

ただ、なす風土記の丘の資料館に行って、市議会議員ですと言ったら、「ああ、どうぞこちらへ、こちらへ」といって、いろいろ話を聞かせていただきまして、「古墳に行ってみよう」とか、こういった手作りのパンフレットでやっていますとか、湯津上地区の地域散策マップ、こういうものをつくってやっているんですよとか、発掘調査の資料とか、こういうものをいろいろいただきまして、1時間ほど話を聞きまして、大変勉強になりました。

例えば、マスコミで取り上げているこういった東山道でサイクリングとか、近隣市町と連携し、PRしては考えております。市内には多くの文化財などがありますが、今後、どのように活用する方針かということです。

2月8日の下野新聞のほっとタウンで那須烏山市が紹介され、自然と歴史と文化が魅力、五感で楽しめる名所、大きくPRされております。

また、文化財の保護と活用については、福田知事が表明しておりまして、県教育委員会では県、市、町など、地域全体で連携協力しながら、文化財の保存、活用に取り組む共通の基盤とするため、県文化財保存活用大綱の制定を進めていきます。

文化財の調査研究により、歴史的、学術的価値の把握、再評価を行い、地域資源や観光資源としての磨き上げを図り、地域づくりに生かしていく。さらに、計画を作成し、町を支援し、ふるさと栃木への愛情と誇りを育むため、文化財に触れ親しみ、理解を深める機会を増やすなど、文化財の積極的な活用努めていくと表明しております。

文化財の活用については、県もそういった姿勢を示していますので、文化財といっても、観光面のツールとしての文化財と、地域住民の郷土愛を育てる2つの側面があると思うんですけれども、市長、教育長それぞれの立場で答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、文化財に関する近隣市町との連携及びPRということで御質問ですので、お答えいたします。

本市には約170の指定文化財がございます。指定されていない文化財も多数存在しております。文化財の保護及び活用の目的は、先人の知恵、思想、地域の誇りとなる物や技術などを後世に伝え、郷土愛を育むことであり、近隣市町との連携及びPRは、そのための有効な手段

だと考えております。

市内文化財の活用につきましては、東山道跡や烏山城跡、国史跡長者ヶ平官衙遺跡を中心に事業を展開しております。東山道につきましては、平成28年に史跡の整備活用のため暫定的多目的広場を整備し、様々なイベントを実施しております。本年度は歴史的活用だけでなく、ジオパーク活動と連携した事業も展開しております。

令和3年度には、デジタル博物館をホームページ上に構築し公開することで文化財のさらなる活用に向けて活動を進めてまいります。

今後、近隣市町との連携、PRも含め、これらの様々な文化財の活用方法を引き続き検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

議員から御指摘がありました東山道につきましては、大田原市のほうで一生懸命やっておりますけれども、まだ正式には全部が東山道かどうかというのは、今後の発掘調査にかかっているというような状況でございますが、もしそれがなるようであれば、本市のほうの東山道や長者ヶ平はさくら市等も入っているわけですので、そういった連携の中でサイクリングその他含めて地図を作ったりしてまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市内文化財等を活用した観光振興策についてお答えいたします。

豊かな自然と歴史に育まれた本市には、先ほど教育長から答弁もありました国史跡長者ヶ平官衙遺跡を含む国・県・市指定の文化財をはじめ、国史跡指定を目指す烏山城跡や寺社仏閣など、素朴で貴重な歴史・文化資源が数多く存在しています。

ここ近年は、観光名所を巡る従来のツアーに加え、様々な分野を観光資源とした体験型のコンテンツや、地方の方との交流ができるニューツーリズムが新たな観光スタイルとして注目されています。

議員御提案の文化資源を巡るツアーについても、ニューツーリズムの1つとして人気を集めております。こうした文化財を観光資源として活用することは、広く本市の魅力を発信できるよい機会であるだけでなく、観光客の増加にも、経済波及効果も期待されるところであります。

滞在時間の長い着地型観光の1つとして推進する、まちなか観光ネットワークの1つとして、観光協会との連携を図りながら、観光ルートの設定や、集客に向けたPRを図ってまいりたいと考えております。

なお、多くの観光客を誘客するためには、本市単独での推進はどうしても限界がありますので、近隣自治体との連携強化の下、サイクルツーリズムやバイクツーリズム、ほかの自治体から言いますと、この地のアップダウンがかなり激しいところは、とても有効で面白みがあるそ

うなので、そういうお話もいただいております。そういう意味で、近隣自治体との連携を強化して、相乗効果の高い広域観光ネットワークとして、さらなる観光客の誘客に向けた検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） この一般質問で、度々私はサイクリング、サイクリングと言っているんですけども、県の自転車活用推進計画がありまして、2024年度までに県全域にモデルルートを経路拡大し、全市町を網羅した5ルート程度を建設する予定ということなんですけれども、これに関する検討とか、そういうことはされているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 自転車のイベントにつきましては、次期のイベント、ぐるっと栃木、ぐるどちというものが予定されておりまして、実施に向けて今準備をされているところです。県内をぐるっと回るといった感じになっております。そこで市としても協力をするような形で、今、詰めているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） それは今年の5月にやるものですね。（「今後、そうですね」の声あり）それじゃなくて、自転車活用推進計画というのはどう違うんですか。この前、那須地域で百何キロとやった、そういうものに那須烏山市が単独でとか、連携して、こういったコースはどうですかという形ではやっていないんですか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） すみません。まだ、そこまでの個別については進んでございません。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 自転車にこだわるようで申し訳ないんですけども、エコで優しい自転車をぜひ観光原資として、こういった推進計画の中に入れていただいて、もっと集客していただけるようにしたいと思うんです。

新聞の切り抜きなんですけれども、その中でやはり、先ほど道の駅がないからという話があったんですけども、龍門ふるさと民芸館があるじゃないですか。これがどちらかというと、山あげ会館よりも観光の中心スポットになると思うんですけども、以前、この龍門ふるさと民芸館のリフォームで、設計というか、こういったものに変えるという説明を受けたときに、カフェがあまりにも民芸館からかけ離れているのではないかという意見があったんですが、カフェは今、どういうふうな形でやっているのでしょうか。お願いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいま改修している民芸館につきましては、3月中には完成する見込みでございます。カフェについては、コーヒーとか軽食を出せるようなものを、現在、検討して実施しているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） そうではなくて、何か民芸館には不似合いな、こういうものにするという提示をされたときに、もっと民芸館なら民芸館らしく和風にしたほうがいいんじゃないかという意見が出たと思うんですけれども、あれはどうなったんですか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 形自体につきましては今風なカフェにはなっていると思うんですが、和の部分としては、烏山和紙を使った照明ですとか、そういったものを設置しておりますので、それなりに。さらにそこで民話も流せるような形にする予定ですので、民芸館にはぴったりかと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） それを聞いたかったんです。

今年度の予算の中で、文化財調査費が985万3,000円で、烏山城跡とか長者ヶ平官衙遺跡確認調査というのが載っているんですけれども、具体的にどういった調査になるんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 文化財調査については、主には烏山城の調査がおおむね今年度で終了いたしましたので、今後は、報告書の作成を令和3年度は中心に行います。

併せて長者ヶ平官衙遺跡の追加指定を今進めている最中でございます。それについても、その予算の範囲内でやる予定でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 分かりました。

今はコロナなので、そういった観光面はなかなか力を入れられないと思うんですけれども、コロナは必ず終息します。そのときに、今まで行けなかった国民が一斉に、多分、あちこちに行きたくなると思うんです。そのときに、今までの那須烏山市のカードじゃなくて、新しいカードを、こういうものがあるよと提案できないと、ほかに行ってしまおうと思うので、やはり今の段階からそういった新しいカードを構築する必要があると思うんです。

先ほど湯津上に行ったときに、学芸員からいろいろ説明を受けたんですけれども、那須烏山市はすごいんですよ。こんな遺跡とか、こんな鉄が発掘される遺跡等があるんですよと

たときに、初めて聞きましたと言って、私が知識のなさに大変驚いたというか、がっかりした
というかなんですけれども、やはり私に限らず、地元のそういった文化遺跡とかそういうもの
に理解を持つ、愛着を持ってもらえないと、ほかの人から見ても、那須烏山市のPRにはなら
ないと思うんです。地域の住民が地域の文化遺産に対して愛着を持っていれば、ほかから見て
も、ああ、いい町だなと思う。そういった意味でも、地域住民へのブランディング強化が必要
だと思うんですけれども、教育長はこの考えに関してはどう思われますか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 議員のおっしゃるような形で今後進めてまいりたいと思いますし、
やはり教育委員会としては、学校を預かっておりますので、そういった中で子供たちに対する
地域の学習というものも進めておりますので、そういったものに触れながら、子供たちの校外
活動を含めて進められればと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ジオパーク構想でいろいろやっていると思うんですけれども、ジオパ
ークとなると、なかなか取っつきづらいと思うので、どちらかというところ、NHKのプラタモリ
的なアンニュイなもので、もっと地域住民に親しんでいただくような形も必要かなと思います。

ぜひ、自然と歴史と文化が魅力的な那須烏山市、五感で楽しむことができることをPRして
いただいて、観光に、それと郷土愛を育む効果を期待して、次の質問に移りたいと思います。

3番目は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、当初の予定より大幅に遅れ、現
在、自治体で65歳以上の高齢者の接種は、多分4月26日からの週にずれ込んでいると思
います。政府の報道が不確かな中での情報発信で、国民、地方自治体に混乱を招いております。

2月12日の臨時会で、ワクチン接種事業について報告も受けましたが、その後、いろいろ
変わってきていると思うんです。ワクチン接種体制の整備、医師、看護師の確保とか、会場と
か、そういった現状と今後について答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市におけるワクチン接種の体制整備についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国の指示の下、県の協力により市において
実施することになりますので、市民の皆様が安心して、スムーズに接種を受けられるように、
現在、体制整備を行っているところでございます。1月20日からは、庁内に新型コロナウイルス
ワクチン接種対策室を設け、ワクチン接種が滞りなく実施できるように準備を進めており
ます。

現時点では、ワクチン供給時期や供給量、国の制度設計において不確定な部分が多いことな

どから、今後、変更が生じる可能性もございますが、現段階での整備状況を御報告させていただきます。

まず、接種対象者ですが、医療従事者から接種が開始され、次に65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の職員、そのほかの一般市民の順で実施される予定でございます。既に医療従事者に関しましては、県の協力の下、先月から各医療機関において接種が開始されており、本格的に市が接種を実施するのは、65歳以上の高齢者からになります。

実施時期に関しましては、4月から順次開始することを想定しております。今のところ3月下旬に接種対象者宛てに接種券を配布し、その後順次コールセンター等において予約を受け付ける予定でございます。

次に、実施場所につきましては、現在、那須南病院と那須烏山市武道館の2か所で調整しております。実施方法につきましては集団接種を基本としておりますが、可能な限り個別接種も行う方向で調整中でございます。

医師、看護師の確保につきましては、引き続き医師会と調整中ではありますが、現時点で医師が10名、看護師13名が協力いただけることになっております。実施日につきましては、週5日間、それぞれ半日の実施で1日200人前後の接種を予定しております。

会場での対応につきましては、先日実施された川崎市での訓練において、問診の段階で流れが滞ってしまうリスクが判明したことから、持病などがある場合には、事前にかかりつけ医に相談の上、接種いただくこと等を市民に周知し、少しでもスムーズに接種が進むよう準備してまいりたいと思っております。

本市におきましても、今月中に、予定している2会場におきまして、実地訓練を実施する予定としております。状況としまして、建物の整備も違いますので、那須南病院と武道館ではやり方も全然違いますので、その辺の訓練をさせていただきたいと思っております。

最後に、市民の混乱への対応につきましては、まず、ワクチン接種に関する正確な情報を発信することが何より大切であると考えております。現段階ではワクチン接種に対して不安を抱えている市民も多数いらっしゃると思われれます。ベネフィットやリスク、または接種後の副作用に関する情報、相談窓口体制など、ホームページやSNS、各世帯へのチラシの配布など、できるだけ多くの方法で発信して、市民が安心してワクチン接種ができるよう進めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 先ほど市長のほうから那須南病院と武道館でのやり方が違うというのは、具体的にどこが違うんですか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 那須南病院と那須烏山市の武道館でのやり方ということなんですけれども、やはり病院ですと、一般の患者様もいる場所での接種ということになります。また、接種する場所のほかに、限られたスペースの中で接種後の体調を見るための場所なども確保しなくてはいけないことになります。

キャパシティの面とか、密を避けるためにも、人数の割合的には、武道館をできるだけ多くする方向で考えております。ですので、実地訓練のやり方等も、武道館のやり方とは、病院はやはり変わってきますので、その2か所においてきちんと接種が進むように訓練は進めていきたいと思っております。

答弁にもありましたけれども、併せてかかりつけ医などで接種を行う個別接種についても、現在医師会と調整中ということでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 集団訓練をやるということですよ。もう既に県内で真岡市とか下野市でいろいろやっていて、そこで問題になっている項目が幾つかあるじゃないですか。次に行く場所が分からないとか、接種の動線がどう行っているのか分からないとか、肩を出すのが手間がかかるとか、運営スタッフの人員が足りないとか、いろんな問題が既に出ていると思うんですけど、それについては対応はできていますか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 議員がおっしゃられたとおり、県内でも何か所かで、そういった訓練をやっておりますので、そういったところの情報を収集しながら、スムーズにいけるように検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 例えば65歳から接種が始まる時に、国のほうで、自治体のほうにそっちで勝手にやってくれみたいな発言をされているじゃないですか。例えば、この地域を優先するとか、年齢を区切って出すとか、そういった接種方法というのはもう検討済みですか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 接種の順番ですけれども、まだワクチンが65歳以上の方全部に行き渡るワクチンが供給されるかが分からない状況でございます。もしかすると、例えば4分の1ぐらいが最初に来て、次に少しずつというようなことも考えられますので、65歳以上の人全員がというわけにはいなくなる可能性が高いです。

ですので、今のところ、地区で分けてしまうと、やはりどうしても不公平感が出てしまいま

すので、まずは年齢で区分して、年齢の高い人から順に受けていただくように今のところは考えているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ワクチン接種に関しては、この後、議員も質問するので、この辺にしておきますけれども、要は、今回の国の発表とかでもいろいろ混乱を招いているので、このワクチン接種に関して正しい情報を速やかに市民の方に流していただいて、例えば65歳の人、私はいつどこで受けることができるのかとか、そういう正確な情報を素早く流していただきたい。でないと混乱を招きますので、ぜひその点をお願いして、この質問は終わりにしたいと思います。

最後の質問になります。那須烏山市民号の現状と今後についてでございます。

JR烏山線利用促進を目的に、年2回、那須烏山市民号で旅行を実施しておりますが、最初の質問ですが、参加者と実施状況についてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 参加者数と実施状況についてお答えいたします。

那須烏山市民号は、旅行業者が提案する企画旅行のうち、烏山線の利用向上及び市民の親睦を図る目的が達成できる見込みがあるなど、市民号の冠をつけるための承認基準を満たした旅行を市民号として実施しているものでございます。言わば市が主催する事業ではなく、信頼できる旅行業者による、公益性のある民間主催の旅行という位置づけでございます。

さて、市民号の参加状況等でございますが、例年、募集人員に対して半数以上の参加はあります。平成29年は2コース実施し、合わせて113人、平成30年は2コース合わせて81名、令和元年は2コース合わせて62人の参加があり、好評をいただいております。

令和2年はコロナ禍のため中止となりました。参加者につきましては8割がリピーターで、9割以上が60歳以上の高齢となっております。平成28年度より実施している参加者アンケートによりますと、参加の理由として、行き先の魅力度、JR烏山線利用向上のためとの回答がともに3割を超えております。目的の1つでありますJR烏山線の利用向上という意識が、市民号に参加している方には浸透しつつあるという状況でございます。

今のところの状況はそのようになっております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） そうしますと、市民号をやるに当たっての、例えば時期とか目的というのは、あくまで市のほうで提案するのではなくて、旅行業者のほうから提案してもらうということでもよろしいんですか。そうしますと、それに関して、同じテーブルで市と観光業者が話し合いをするという場はないのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） そういった打合せは、例年の市民号が行われたその後にか、来年はこんなことをやりたいというようなお話を事業者さんと市との間でよく打合せをして、なるべく皆さんに楽しんでいただけるような旅行を企画しているという感じでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 2番目の質問、なぜ私がこの質問をしたのかといいますと、野上台でも、育成会で子供がだんだん少なくなってしまっていて、昔、私たちの頃は育成会だといって、バスで旅行へ行ったりとか、いろいろなイベント等ができたんですけれども、最近は子供が少ないので、なかなかそういった親子しての旅行がないんだよねと、何かないのかなといったときに、市民号というのがちょっと頭にあって、市民号で、例えば各種団体、老人クラブとか体協とか、スポーツ少年団とか、育成会で参加を呼びかけて、1つの小さい単位ではなくて、大きい那須烏山市の単位で何かそういったイベントができればいいかなという感じがあったので、この質問をしたんですけれども、無理でしょうか、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 各種団体の参加の呼びかけについてということでお答えさせていただきます。

那須烏山市民号につきましては、市民号を冠とする承認基準の中では、先ほど言いましたように、JR烏山線の利用促進になることを満たす旅行ということで、本市職員も随行して、お知らせ版や文書配布、市のPR等で周知を図っております。また、行政区長会議でも、市民号の案内をさせていただいているところでございます。

各種団体への参加呼びかけにつきましては、事業主体である旅行者に対して、公民館等へのチラシ等の備付けや各種団体への呼びかけなどを指示して、周知拡大を図ってまいりたいと思っています。

また、旅行者とは日帰りの日程など、各種団体の方も参加しやすい旅行企画を提案していただけるように協議はしています。しているんですが、なかなか日帰りの企画は、もしかすると旅行者としては利益率が低いのか、あまり提案が来ていないので、ちょっとその辺が今のところないのかなと。私の中では村上議員と同じように、老人クラブや体協とか、そういうもので利用できて、後楽園に野球の観戦に行くとか、そういうものでもいいんじゃないかなというのは感じています。確かに烏山線の利用となると、ちょっとまた違う話なのかもしれませんが、乗ってもらうというのも手だと思っています。

また、市民号ができました最初の頃は、自治会にも振り分けてもらって参加していただいたのが、だんだんそれが難しくなってきた、旅行業の話で、それでこのような形に変わってきた

した。

最初はたしか、議員のJR烏山線を守る会とか、推進する会とか、いろいろところで市の議員さんたちもプロポーザルに参加して、私も議員のときに選んだ経緯があります。どの旅行がいいか、どの旅行業者がいいかとか。でも、そういうのではちょっとなくなってしまったので、そういう意味での参加ではなく、旅行業者任せと言われたら確かにそういうところがあるのかなと思っているので、もうちょっと旅行業者のほうにアピールはしていきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 私もこの質問をするのに、こういった旅行業者の方にちょっとお聞きしたんですけれども、別に、そういった日帰りの旅行でもいいよと。市民号がもっと広く利用できるのならいいよという話と、何か前にもこういった育成会とか、そういった話は市との間で出たんだよという話をされていたんです。

だから、今の形、2泊とか3泊だけでいいとは旅行業者の方も思っていないんです。広く市民号がPRできれば、日帰りでも何でも、やっていただけるならやってもらいたいというような業者の方の意見だったので、ぜひそういった話を、これは行政サイドのほうからやるのでしょうか。あくまで旅行業者サイドのほうからの話になってしまうのでしょうか。その辺、ちょっと私も分からないんですけれども。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん要望することは、何か旅行業に違反するわけではありませんので、要望はしていきたいと思っています。

なかなか、いろんな意味での時期がかみ合わなかったりというのがあったと思うので、旅行業者さんのほうからも、日帰りでもいいという話が出ているようでしたら、より一層、中を詰めさせていただいて、行政のほうの育成会とかでも活用してくださいというのを、もうちょっとアピールさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） せっかくですので、こういった提案をさせていただいたので、庁舎内でも、例えば1年間を通して、どこの部署か分かりませんが、老人クラブとか体協とか、スポーツ少年団、育成会に関してアンケート調査なりをして、例えば育成会だったら休み時期、8月とかそういった時期なら行ける。親と一緒に日帰りの旅行をしたいとか、そういったアンケートなりを取っていただいて、それを1年後にまとめて、観光業者と協議しながら、じゃ、こういったプランを考えてみようというようなことで、市民号を盛り上げていただければいいのかなと私は思っておりますので、お願いしたいと思います。

時間はまだあるんですけども、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で6番村上進一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、こんにちは。

本日は、3月3日の桃の節句で、めでたいひな祭りを迎えております。私も今日はひな祭りにちなみまして、少々赤に近いネクタイをさせていただきました。これは余談ですから、事務局でも、この部分は削除してもらって構いません。

本市内で生まれる子供の数は、年間およそ140人ほどですから、その半数に当たる70人の女の子が、本日は初節句を迎えていると思われまので、その女の子のお子さん方の健やかな成長と幸せを願っているところであります。

さて、本日の一般質問は久保居議長を通じまして、既に市長、教育長宛て4項目を通告してあります。

その第1項目めは、川俣市長4年間の選挙に掲げた公約の中で果たせたところと道半ばのところがありますので、それらをいかに評価されておるか、お尋ねをいたします。

2項目めは、合併以来、既に15年が過ぎた中で、市民の方々が、今の市政をいかに評価されておられるか。市民アンケートにより、今後の川俣市政運営に反映すべきではないかとの思いから質問するものであります。

3項目めは学校給食費の件であります。徴収事務を現在、教職員に任せていますが、先生方の長時間勤務が問題視されていることから、その一部を解消するためにも、教育委員会の職員等が徴収することとしてはいかがかとお伺いをいたします。

最後の質問は、南那須管内に設置されています現在の防災行政無線を、この3月末日をもって廃止しようとしているわけです。同時に、子供たちの安全見守りをお願いする旨の放送も途絶えることとなります。廃止した後、教育長にはそれに代わる安全対策をいかにお考えか、その方策を伺います。

それでは、この後、質問席に移り、1項目ごとに質問させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、早速質問申し上げます。

まず、1点目ですが、市長選挙公約と任期中の実績について、市長自らいかに評価されているか、お伺いをしたいと思います。

川侯市長には、平成29年10月市長選挙立候補当時、公約に大きな3項目を掲げております。その1つ目が「市民と向き合い、全員参加のまちづくり」、2つ目は「厳しい財政の立て直し」、3項目めは「国や県、近隣市町との連携強化」の3本柱であります。

その中で、具体的な事業に、選択と集中による行財政運営や、医療・福祉の充実、防災減災対策の推進による市民生活の安心・安全なまちづくり、特色ある教育の提供など、7項目を挙げております。さらに、那須南病院に婦人科を創設したいとすること。さらに、市庁舎の本庁舎への早期移行や無駄の削減により、現予算規模120億円程度を80億円以下に抑えたい旨の街頭演説もされておりました。そして、これらの公約に「政治生命をかけ実行します」と有権者に力強く訴えていたことは、市長には御記憶のことと存じます。

さて、川侯市長が就任された平成29年11月以降、今日までの市政運営の中で予期せぬ災難が2つありました。その1つは、令和元年10月、台風19号による大災害の復旧復興事業であります。それに、昨年から続く新型コロナウイルス感染防止対策であり、このことは、市民の安心、安全のために、今も心血を注がれているものと存じます。

では、次に、年度ごとの主な事業実績を申し上げます。

平成29年度は前市長から年度途中に引き継ぎましたことから、川侯市長は半年でしたが、その決算額は116億4,200万円ほどで、その中に特筆すべき事業は見当たりません。

平成30年度予算からは川侯市長の下で予算編成されましたが、決算額115億1,825万8,000円の中では、通常の事業のほか、山あげ会館の再オープン、烏山城築城600年記念事業、やすらぎ荘の閉鎖、解体などがあります。

次の平成31年度、途中から令和元年度に替わりましたが、その年度の決算額は118億円ほどでありまして、その中で、防災情報システム防災Infoなすからすやまの運用を開始し、庁舎整備基本構想を作成し、住民説明会を実施、七合保育園を閉園、投票所を24か所から12か所に再編し、投票時間を午後7時から6時に繰り上げたことと、先ほど申しました災害復旧事業には、水道事業会計を含めれば11億2,400万円ほど投じております。

令和2年年度の予算は、今回の3月補正を含め、151億2,200万円ほどであります。その中では、デジタル教科書の導入、ロタウイルスワクチン接種及びピロリ菌検査費助成、ため池ハザードマップの作成、南那須地区にサイレンの吹鳴、旧荒川体育館の解体、さらに最も大きな予算としては、新型コロナウイルス感染症対策に国庫補助交付金を活用いたしまして、

32億2,000万円の事業を展開中であります。

そして、いよいよ令和3年度予算編成は市長任期4年間の中で最後になりましたが、その額は109億1,000万円であります。

以上、申したとおり、市長選挙公約の中で果たせたことと、果たせなかったことがあるかと存じますが、市長自らいかに評価されておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市長公約とこれまでの実績についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、3つの公約実現に向けた7つの具体的項目を掲げ市政運営を行ってまいりました。7つの具体項目に基づき、主な取組実績を申し述べさせていただきます。

まず1点目の、将来を見据えた選択と集中による行財政の運営でございますが、公共施設等総合管理計画に基づきまして、老朽化した公共施設の統廃合等を進めるとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドによる歳出の削減、未利用財産の有効活用等により、財政の健全化を図ったことにより、令和2年度末には過去最大の基金残高と過去最少の起債の残高が実現する予定でございます。

2点目の、市民に優しい医療・福祉の充実でございますが、高齢者社会の進展を踏まえ、地域で支え合う体制づくり、高齢者ふれあいの里の整備を進めており、昨年9月、市内15か所目がオープンしました。高齢者の介護予防交流の場となる事業の功績が認められ、厚生労働大臣賞を受賞いたすことができました。

3点目の、活気ある農・商・工の推進と連携の強化でございますが、現在、龍門ふるさと民芸館の改修を行っており、地元の食材を使ったベーグルや滝カレーなど地産地消のメニューを提供する龍門カフェを地域のにぎわいの拠点とし、また、市民に親しまれる観光施設として生まれ変わるよう努めております。

4点目の、防災・減災対策の推進による市民生活の安心・安全の対策でございますが、自主防災組織が行う防災訓練等の側面的な支援を行ってまいりました。また、令和元年東日本台風による被災からの復旧復興を図るため、被災者の生活再建と被災箇所の復旧復興に最大限の力を注ぎました。

5点目の、環境に配慮した循環型社会の再構築でございますが、とちぎの元気な森づくり県民税の活用や森林環境譲与税事業による森林経営管理を実施し、里山林の整備や、適正な管理に努めてまいりました。また、昨年7月にはゼロカーボンシティ宣言をさせていただきました。

6点目の、特色ある教育・学習機会の提供でございますが、授業における各教師の資質、能力、指導力等の向上を図るため、先進地への視察など、スーパーティーチャー育成事業を実施してまいりました。

また、各小中学校にALTを配置し、英語コミュニケーションの向上を図ってまいりました。一方、ICTを活用した学習機会の提供を図るため、電子黒板やプロジェクターの設置、GIGAスクールに対応した環境整備やタブレット端末の設置も進めてまいりました。

7点目の、歴史と文化を活かした潤いと活力のあるまちづくりでございますが、烏山城跡の国史跡指定に向けて、確認調査、遺物整理等の実施をしました。

また、昨年7月にはジオガイドのメンバーが龍門の滝に観光ガイド案内所を設置し、ジオパーク構想を具体化する取組をスタートしました。側面的に支援をしてまいりたいと思っております。

以上7つの具体的項目の主な実績を述べさせていただきましたが、令和元年東日本台風の災害対応とその教訓、そして今なお続く新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種につきましては、市政を担わせていただく者として、市民の生命と市民の明るい暮らしを守るという最重要ミッションでございますので、議員各位の御尽力、教示をいただきながら、市民の皆さんと一丸となって乗り越えるよう進めていきたいと思っております。

先ほど議員から御指摘があったように、確かに那須南病院の婦人科はまだできていませんし、庁舎の本庁舎の早期移転、移行などもできておりません。私の中で挨拶の中で一番言っていた運動会の実施が、両地域が集まってというのが、とうとうできないことが決定しましたので、これは残念だと思っております。ただ、新しいコミュニティをつくるということは、皆さんが承知していただき、2つの町というよりは、1つの市になることを目指していただいていることは、私の中では確定しています。

那須南病院に至りましては、婦人科のために、産婦人科の先生に私は何人かとも直接会って、もしもだったら行けるようだというので、今年初めて、その先生から申し訳ない、今年に行けませんという連絡をいただいたり、そういうこともさせていただいています。那須南病院のリニューアルに向けては、そういうことの方向づけもしていきたいなと私の中では思っています。

また、庁舎の本庁舎への移行については、議員の皆様と、そして市民の意向を酌みながら進めていきたいと思っておりますので、早急なやり方ではなく、皆さんとともに、皆さんが喜べる庁舎を目指していきたいと思っております。確かに、4年間、3年半ですか、道半ばというよりは、なかなか達成できるものがなく、私の中でも、もっと時間が欲しいというのがありますが、皆さんとともにいろいろ勉強させていただき、成長はさせていただいたと思っておりますが、まだまだ力不足だということを実感しておりますので、今後とも皆さんと協力して、この市をよくしていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今、市長から、就任以来の様々な実績をお伺いをいたしました。

実施したにもかかわらず、いまだその投資効果の上がらない事業も幾つかあるのではないかと思います。この3年半の中には、台風19号の被災の関係、それに、いまだ続きますコロナウイルスの感染防止対策、これはまだまだ続きますが、努力を願いたいと思っているところでもあります。

選挙公約の件ですが、私ばかりではない、議会議員も選挙に立候補する際は、毎回、選挙公約なるものを幾つか上げまして、それを有権者に訴え、当選を目指しているわけです。

しかし、議会議員には予算をつけることもできませんし、執行権もありませんから、その代わり、私の公約実現の方法として、1つは本日のように一般質問を欠かさず行いまして、政策的な提案、それと、市長から提案された議案につきましては、行政への監視役としての役割を果たすべく、執行部には費用対効果が上がるよう申し上げているわけでもあります。

しかし、残念ながら、私の提案や質問事項を、市長、教育長が受入れ、実現することは、ほとんどなかったように考えております。各課長さん方も聞き流しているのかなと思うと、むなしさを抱いているところでもあります。

一方、市長には、公約実現に要する予算を計上することができますし、強大な執行権も有しますから、有権者に約束した選挙公約実現に向けまして、さらなる努力をされるよう御期待申し上げます。

それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。これは市政満足度について市民アンケートを実施されてはいかがかと伺います。

本市は合併以来、16年を迎えようとしておりますが、その中で既に合併によるメリット、デメリットが表れているように思われます。

県内には、平成の大合併で自立の道を選んだ町が近隣に幾つかあった中で、本市は合併を選びましたが、住民の中には合併したことに否定的な考えを持つ者もいまだ少なくありません。さらに、合併してよかったと、合併を肯定する声も、残念ながらほとんど聞くことがありません。

しかしながら、今となっては、それらを市長と議会が一体になって改善に向け、協力し克服しなければならないものと思っております。

では、合併後、住民の中で不満に思っている例を少々申し上げます。

まず、1点目は、行財政担当の部署が、烏山、南那須庁舎など4か所に分散したこと、要件を済ませるのに役所が遠くなり、分かりづらくなってしまったということ。特に市民税の申告会場が烏山庁舎に限られることから、南那須の住民の多くから不満の声が聞かれていること。さらに、市役所職員の接遇問題を指摘されることがしばしばあります。

2点目は、旧両町に対する投資的事業費の投入額に、双方住民から不満と疑問の声があることであります。その理由の1つは、前市長が南那須出身だから、烏山より南那須地区重点に事業実施しているのではないかとした意見もありますし、その逆の声もあります。

そこで、事実を検証するため、私は合併以来、令和2年度までの16年間の旧両町別事業費投入額を決算書等の膨大な資料の中から集計したところ、次のとおりであります。

1,000円単位で計算して、市長のほうには渡してありますが、ここでは、下のほうは省略します。

まず、道路改良事業なんですけど、烏山地区は47億1,500万円。南那須地区の道路には39億9,200万円です。この比率は烏山54に対して南那須46の割合です。

次に、小中学校の設備投資です。これは烏山の小中学校には33億1,100万円。南那須の小中学校は9億2,000万円ほどで、この比率は78対22の割合です。

次に、下水道事業、これは烏山地区、18億5,800万円、南那須地区、2億3,700万円です。これは89対11ということで、南那須地区は合併前に下水道は完成していましたから、このような状況になったわけです。

合計しますと、烏山地区の3つの事業に投資した事業費は98億8,500万円。南那須地区は51億5,900万円です。合計しますと、150億4,451万6,000円です。この比率は66対34です。この比率がいいのか悪いのかは、これは皆さんが評価すべきところであります。以上の事業費は施設整備に投じた金額でありまして、通常の維持管理費等は含みません。

私は決算書を見る中で、ただいまの事業のほか、億単位の事業を投じた事業費を抽出してみました。その中に、まず、元野上小学校をすくすく保育園と公民館に改造しましたが、この費用は2億4,600万円を投じています。学校給食センターの新築には8億2,900万円。武道館新築には5億9,300万円。山あげ会館の改造には、これまでに1億9,400万円、そのほか指定管理にも1億7,400万円を払っております。龍門の滝の施設改善、この3月に終わるそうですが、1億5,800万円。そのほか大金駅前物産店、これは5,000万円ほどです。

これらの事業執行のために、合併特例債106億6,850万円は、ほとんど使い果たしてしまいましたが、その結果、市道の改良率は、合併当時76%であったものが、令和2年度末では79%と、およそ3%ほど上昇します。下水道の水洗化率、南那須はもともと80%台でしたが、今は91%になりました。烏山地区は22%から39.3%と17%上昇しております。

しかし、学校施設等整備には42億円ほどを投じ、校舎のほか空調設備や電子機器の導入を

ほかの市町村に先駆けて実施していながら、肝腎の学力向上に結びつかなかったことは、誠に残念に思われます。

最後に、財政面ですが、合併当時は自主財源率が31.9%から、今年は34.5%になるそうですから、2.6%上昇することになります。

それに基金です。これは一般会計だけを申し上げますが、全部計算してあります。一般会計の基金は、合併当時、21億8,300万円でした。それが令和2年度末では、78億7,800万円になりますから、差し引きますと、56億9,400万円ほど、合併からは増えることになりました。

反面、市債は合併当時、両町の部分を含めると、113億円ほどありました。一般会計の分です。特別会計はまた別ですが、令和2年度末になりますと、106億1,700万円ほどですから、差し引きますと、一般会計分だけでも6億7,300万円ほど市債が減っております。これは特別会計を含めれば、47億9,900万円ほど減ることになりました。

以上、申し上げましたが、川俣市長には住民の顧客満足度を高め、よりよいまちづくり推進のために、本市住民向け市民満足度に関するアンケートを実施しまして、市民から様々な多くの声を集めまして、今後の市政運営に反映すべきではないでしょうか。

市長には合併後の市政運営全般にわたる所感を含め、お尋ねいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市政満足度に関するアンケートについてお答えいたします。

本市のまちづくりは、第2次総合計画に基づき、本市の目指すべき将来像の実現に向けて、市民と向き合う、全員参加のまちづくりの推進を大きな柱の1つとして事業の展開を図ってまいります。

また、市政を運営する上で、広く市民の皆様から御意見、御要望を聞かせていただくため、行政区、自治会を中心とした集団広聴事業である市政懇談会や個別広聴事業、必要に応じて個別計画策定時のアンケート調査などを実施しております。

議員御質問の市政満足度に関するアンケートにつきましては、次期総合計画の策定を見据え、令和3年度に市民意向調査を実施する予定でございます。市民の皆様が現在の生活環境や市政に関する様々な問題に対し、どのように感じているかを把握し、その分析結果を踏まえ、次期総合計画の策定や、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

今後も、各種広聴事業やアンケート調査を通じて、広く市民の皆様の声をお聞かせいただき、建設的な御意見、提案については、積極的に市政に反映するなど、さらなる市民満足度の向上に努め、市民協働によるまちづくりを進めてまいりますので、皆さんの御意見を聞きながら、進めていくよう努力をしていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 市長のほうには、先ほども私が申し上げた以外に、旧町別の各事業の年度別のこれからの投入額。7つの学校別に幾らかかっているか、これなども全部そちらに既にお渡ししているんですが、合併以来のこの16年の間のこれまでの費用について、市長はどのように評価されているのでしょうか。これをまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに、合併以来、震災もありましたし、いろいろな意味での対応がありましたので、偏っているとか、そういうものではないと思います。

まずは改良する道路もありましたし、給食センターのように早急な対応もありましたし、学校の環境が変わりましたので、エアコンを入れなきゃいけないとか、耐震、また、洋式トイレにするとか、そういう意味でも学校の設備投資はかかりましたので、逆に言いましたら、私になった段階で整備が遅れているところに国からの補助金が出るというときに、活用しなくてもいいぐらいだったので、違う意味で、ほかに使えないかと要望に行ったぐらいなので、その辺のところは本当にありがたいことを全部していただけたと。教育に関しては、私の中では感謝したいと思っております。

ただ、いろいろな意味で格差があるように思われますが、いろいろな意味での段階や準備や、その状況によってつくるもの自体も違ってきますので、順番が違うとか、偏ってしまったというのは、行政のときの環境や、壊れてしまったとか、老朽化の年代でも違いますので、なかなか難しいことだと思います。

その辺も必ず議員の皆様からも御意見もいただいて、今までも諮ってきていますので、その都度の皆さんの御意見、それとまた、その時代に合ったものの御意見を聞いていって改良していくのが市政だと思っておりますので、今後とも御指導のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私が先ほど申しました道路改良、小中学校の整備、下水道、この3つを合わせただけで、再度申し上げますが、烏山地区は、98億8,000万円、南那須地区、51億6,000万円ほど、この比率が66対34ということになりまして、この数字を見ますと、相当、烏山地区中心の設備投資ではないかと、そのような感じを持っていますが、この比率については、私たちも合併してから、合併以前に旧南那須は小中学校ともほとんど整備していました。下水道も整備していました。そういう中で合併しましたから、当然ながら、このような結果が出たのではないかと思います。この比率について、これでよかったのか、さらにこれからどう考えているのか、この1点についてお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） よかったのかと言われると、私はそのときに判断できませんでしたので、ただ議員としていたときには、それが当たり前のことだと思って賛成をさせていただいておりましたから、間違っていることではないと思います。

やはり小学校、中学校の改修というのは、その都度、その時期、統合しましたとかということの改修とか、いろいろな場があるんだと思いますので、一概に悪かったとも思えませんし、道路改修においては、年功というか、使用頻度やいろいろなことで条件はあると思いますが、崩壊しているところをなるべく優先させていただき、改修していくということで進めていることだと思いますので、何かそういうことで誤りがあったとかではないと思います。

ただ、もう正直言いまして、何回も中山議員がおっしゃっているように、16年、両町が一緒になって進んできております。そろそろ那須烏山市という1つの市として対応していけば、比較対照することではだんだんなくなるのかなと思っています。

その一環として、皆さんの心が一緒になる、気持ちが一緒になるために運動会をとりましたが、とうとうできないことになってしまったのが私の中では一番残念だと思います。やはり一緒に何かをするということで、もっと輪ができ、こういうのではなく、みんな一緒だねと、那須烏山市のものができたねという感覚になっていただけるように進めていくのが、今後の、私の今の使命ではないかなと思っています。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 議員のほうからは、学力が伸びてないというお話がありましたので、これまでも、議会のほうでは、中山議員から叱咤激励されながら学力向上に努めてまいりましたし、かなり、県のトップレベルになっているんですよという御説明をしてきたんですが、あまり公表してはいけないということですので、今日は議会ですので初めてお示しますが、平成28年度の全国学力・学習状況調査におきまして、小学校は全国平均というか、栃木県の24市町の中で（「25です」の声あり）、25ですね、その中で国語Aが8位、国語Bが5位、数学Aが3位、数学Bが5位というような状況です。

これは何度も申し上げているように、中山議員には、ところが中学校が駄目なんですという話で、中学校のほうは、ここでは数字を出すのを差し控えるような数字ですので、ちょっと控えさせていただきますけれども、そのような状況です。令和元年度は教科が減りました。令和2年度は実施しておりませんので、小学校は国語が1位、算数が6位というような状況でございました。

決して上がっていないということではなくて、先生方は本当に各学校で頑張っていて、小学校においては県内のトップレベルと申し上げてよろしいかなと思っています。

また、中学校につきましても、昨年度は全国的なものはありませんでしたが、民間の試験のほうで、ようやく、理科がちょっと本市は弱いんですが、それ以外は全国平均を超えるようなことになってきておりますし、英語に関しましては、大きく超えて、7ポイント以上超えているというような状況でございますので、決して各学校の先生方が手を抜いているわけではございませんので、それなりに結果を出しているということを御理解いただければと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それほど成績がよかったら、なぜ議会のほうだけにでも、前もってもっと早く知らせてくれなかったのか、全く残念です。とにかく成績が悪くて、どこへも公表もできない、そのように私は思っていたわけです。

それと、去年はコロナの関係で全国学力テストが残念ながら中止になってしまいました。ですから、去年の結果を見ることもできなかったんですが、今年は、これはどうなるのか。今年もやらないのかな、多分。そんな状況で、全く残念に思っていますが、さらに努力されることを御期待申し上げます。

市長に、先ほどの答弁の中で、住民アンケートのようなものをこれから考えているというような話なんですが、これは市長も3月1日の新聞を見たかと思いますが、小山市では市民意識調査を実施しまして、その中で、市の様々な事業の取組に対して満足度調査をしているわけです。

具体的にはごみの処理とかりサイクルの問題、消防の問題、救急体制とか下水道の整備の状況、これをどう評価されているかという満足度の調査をしています。この調査した結果を、市の総合計画策定の中に市民の意見を取り入れようとしています。

市長は公約の中に、市民と向き合い、全員参加のまちづくりを掲げておりますので、市民の満足度調査はぜひ実施すべきと私は思います。早く実施しないと、次の選挙に間に合わないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 次期総合計画の策定に向けて、現在市長も答弁したように、市民意向調査、満足度調査というか、名称はいずれにしても、市民意向調査をしたいと思っております。

時期については、前回は11月頃だったんです。ですので、市長選挙のほうに絡むかどうかというのは別問題としまして、同じ頃かなというふうには想定しております。ただ、回答率が前回は33%でございます。やはり行政の仕事ですので、民生、農政、いろいろな部分の、多岐な分野に関わってまいりますので、質問事項が若干多くなるということから、答えるのが面

倒くさいとって回答率がなかなか上がらないという現実もありますが、意向調査についてはしたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これはアンケート用紙の配布、回収に、2か月もあれば十分にできるのではないかと思いますから、4月に計画すれば、4月、5月、遅くても6月、次の定例会までには結果が出せるんじゃないかと思います。それができないとするなら、これはやむを得ませんが、いずれにしても、なるべく早い段階で、この市民の満足度調査、意向調査は実施すべきと思っております。

次に、学校給食費の徴収についてお伺いをいたします。

市内小中学生の学校給食は、学校給食法に基づき実施されているところではありますが、その給食に要する費用の負担は、同法第11条の規定によりまして、給食施設の整備と調理費等は市が負担、食材費は保護者が負担するとされています。その法律に基づきまして、本市は学校給食センターを設置し、調理した給食を各学校宛てに配達しているところではありますが、そこで市が負担する費用は、令和2年度の予算1億円少々ありますので、それを1,672人、小中学生で割りますと、市の負担は1人当たり6万5,000円ほどになるわけです。これほど負担をしているということになります。

一方、食材購入に要する費用は保護者負担であり、その月額は小学生4,300円、中学生5,400円であります。そして、その給食費の集金は市内各学校の教職員が担っているところでもあります。この給食費の集金総額を計算しますと、小学校5校分、それに中学校2校分を合わせますと、1,670人分で、9,213万8,000円ほどを学校は集金をしていることになるわけです。その集金件数は、これは毎月の集金ですから、引き落としになっているのがほとんどかもしれませんが、年間2万件を超えることになります。

以上申した1,672人から、延べ2万回にわたり9,200万円ほど徴収する事務は、各学校の教職員に極めて重い負担を強いていることを教育長は御存じのことと思います。さらには、保護者の経済的事情から、納期限内までに持参できない生徒もいるとのことから、学校ではその対応に苦慮されているようであります。

さて、文部科学省が数年前に実施した教員勤務実態調査によりますと、勤務時間は週当たり小学校教諭が57時間、中学校教諭が63時間ほどでありますから、週60時間以上勤務すると、労災認定となる過労死ラインを上回っていると報じております。

そこで、過重労働の解消には、県教育委員会の制度の見直しや政策だけで解消されるものではないと思われますので、市の教育委員会も独自の対策を講じる必要があると思います。教員

の過重労働が続けば、児童生徒一人ひとりの指導が難しくなることが当然でありますから、教育長には、教職員が子供の指導に専念できる環境を整えるべきと存じます。

以上申したとおり、教職員の多忙解消の一方策として、学校給食費の徴収事務を市の教育委員会等が担うこととしてはいかがでしょうか。

教育長の所見を伺います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校給食費の徴収方法、市のほうで公会計と言っておりますけど、公会計にしてはいかがかという御質問でお答えしたいと思います。

学校給食費の会計処理につきましては、地方公共団体の一般会計に歳入として市が公金として取り扱う公会計制度と、学校が保護者から直接集金し、管理する私会計制度の2通りがございます。本市は私会計を採用しております。

集金の流れといたしましては、学校が保護者の指定する口座から引き落とし、各学校が徴収した給食費を給食センターに送金した後、給食センターで取りまとめて各食材の納入業者に支払いをしているということでございます。

議員御指摘のとおり、現在学校が行っている徴収業務を市自らが行うことにより、これまでこれらの業務に携わってきた学校事務職員や教職員の皆様方の事務負担軽減は図れるものと考えております。

一方で、これを教育委員会学校教育課が担う場合には、給食費を徴収するに当たってのシステムの整理、事務量の増加による新たな職員の配置など、様々な問題が出てまいります。

今後も引き続き、県内の私会計自治体の動向を注視するとともに、公会計実施自治体の状況などを確認しながら、今後の導入に向けての調査研究を進めてまいりたいと考えております。

はっきり申し上げますと、以前、議員のほうからも御指摘がありましたけど、現在の徴収率で、徴収できない金額がどのくらいあるんだという御質問を受けたことがありますけど、今、手元に資料がありませんが、正直なところ、かなりの額に上っております。公会計にした市町村で、徴収不能になっている金額が増加するというのが、ほぼ全市町の傾向なんです。

こういう言い方は大変失礼ですが、子供を預けているので払わなくてはならないというある程度のプレッシャーが保護者のほうにあると、市役所に払うという形になった場合に、市役所だからいいんじゃないかというような考え方をする方が、残念ながらいらっしゃるという傾向が出てきております。

本市といたしましても、現在、正直なところを申しまして、事務職員研究会に公会計化を進めるに当たって、現在のままの徴収率では困るので、もう少し徴収率を上げるような算段をしてもらいたい。それから、保護者の口座から落としてから、出し入れのやり方が学校によっ

て全然違うんです。それらについて、本来であれば、給食センター発足時にそれを一本化して集約できれば、システム上は簡単に市のほうでもできるような状況であるんですが、今はまだ学校によって徴収の仕方が違うので、それらについても整理するよという指示を、校長会、それから事務職員研究会にしております。

公会計については、私たちには前向きに捉えて進めようとしておりますけれども、そのための準備段階を今しているという状況です。本来は、令和5年度に導入をしようかなということで、若干説明はしたんですが、その後、来年度から全部の口座から引き落としの手数料が発生するというふうに銀行や農協その他、出てきてしまいましたので、何回も繰り返す学校があると、その手数料の部分については保護者が全部払うんです。

こちらに来た場合には、今度は給食センターのほうで市役所の公金を使って払うこととなりますので、その辺の整理について、さらに研究をしながら進めてまいりたいと思っております。

公会計化については、全く否定するものではなくて、教育委員会といたしましては進めてまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 学校教育課長のほうで、県内25市町の給食費の徴収方法について調べたことはありますか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

以前、調べたのはアンケート方式というか、それで調査した際には、25市町中、公会計化されているところは5市町前後だったと認識しています。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私もこの質問をするに当たって、県内の25の教育委員会全部に電話をしまして、聞き取りをしました。

その結果、現在、公会計としているところ、すなわち市役所、町役場のほうが徴収しているところは、高根沢町も相当前からやっています。那須塩原市は令和2年度から、栃木市も前からやっています。佐野市は、この令和3年度から始まります。ですから、令和3年度には4つです。

それと、検討中というのが、9つの市と町にありました。なぜ検討しているかという、教育長、これ聞いてください。文部科学省から、給食費は自治体が徴収するようにしてもらいたいと、そして、公会計としてもらいたいという通達があったと言いました。この電話に対応してくれた職員が私にそう伝えてくれましたが、そのようなことは必ず、私どもの市の教育委員会にもあったはずで、にもかかわらず、いまだ、このことについて具体的な動きをしなかつ

たということについては、誠に残念に思っています。いずれにしても、時間もなくなってしまったものですから、お願いをしたいと思います。

これは余談になりますが、市長、この25市町に私は電話をしていて、少々お待ちくださいという待ち時間に、町、市の歌、ここにも市民の歌というのがありますが。あれを流してくれるんです。あれはいいなと思いました。うちのほうでは烏山庁舎のほうへ電話をしますと、待ち時間に、カーペンターズの『イエスタデイ・ワンス・モア』かな、あれを流してますね。ぜひこれは市民の歌に変えるべきだと思います。これは検討してください。

では、給食費のほうは、ぜひ前向きで検討してもらいたいと、そのような方法でこの質問は終わります。

次に、小中学生の安全対策についてお伺いをいたします。

先日、自治会回覧の中に、防犯に関するお知らせがありました。教育長も目にされたかと存じます。それは、子供が犯罪に巻き込まれないよう、ながら見守りに御協力をお願いしたいとするものです。

ながら見守りとは、買物やウォーキング、日常生活の中で、子供たちの登下校時間に通学路などに不審者がいないかなど、防犯の視点を持って子供の見守り行動を行ってほしいとするものであります。多くの大人の目が子供たちを見守っているということを誇示し、犯罪の抑止につなげる試みであります。

今から20年ほど前になりますが、大阪の池田小学校で児童等の殺傷事件がありました。これは教育長も御記憶のことと思います。この際は児童8名が刺し殺され、教師、児童もさらに15名が重軽傷を負うという事件でした。この事件の後、本市内では各学校の校門の扉が閉ざされまして、防犯カメラやインターホンなどが設置されて、今もこれは起動しているのではないかと思います。

さらに、本市内で子供の見守りを始めるきっかけになった事件は、今から16年ほど前に起こった今市小学校の小学1年生の女の子が下校中に誘拐、殺害された事件からであります。事件の直後から、県内の小中学校では、下校時の児童に保護者や教員の付添いが続きまして、防犯ボランティアも相次ぎ誕生し、不審者から子供を守る運動が継続されているようであります。

さて、南那須地区に設置されている防災行政無線であります。市はこの3月末日をもって廃止しようとしております。これまで午後3時になれば決まって放送されていた子供たちの下校時間のお知らせと、地域住民への安全見守りをお願いしたいとする放送が途絶えることとなります。防災行政無線から流れる音声を聞くことにより、子供の安全が守られているものと安堵していたことから、放送廃止には、極めて不安を覚えているところであります。

防災行政無線から市民向けへの放送は、子供の安全呼びかけにとどまらず、朝な夕なに童謡、

昼の時刻になれば市民の歌が流れることから、これを聞きますと、心の和らぎとふるさと意識の高揚を感じているところであります。

さて、子供たちに向けた犯罪は途絶えることがありません。犯罪防止には尽くせる手段は全て尽くしたとしても、安全意識はいずれ風化をしたいと思います。

以上、申しましたが、市長、教育長には、防災行政無線廃止後、それに代わる安全対策をいかにお考えか、教育長の方策をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 防災行政無線廃止後の小中学生の安全対策ということで御質問かと思しますので、お答えいたします。

南那須地区の防災行政無線につきましては、議員御指摘のとおり、令和3年3月末をもって廃止の予定でありましたけれども、若干変更があるように聞いておりますけれども、いずれにいたしましても、アナログ式防災行政無線の使用期限である令和4年11月までに運用を延長するという方向が出されているように聞いております。

児童の下校時刻につきましては、正直なところ、学年、曜日、徒歩、またバスや電車など、下校方式によって下校時間にばらつきがあります。バスも、早帰りと遅帰りで2パターンないし3パターンというような形になっております。

現在も学校での指導はもちろんのことですが、その他、様々な安全対策を教育委員会としては講じております。まずは小学生には児童見守りシステム、いわゆる、きずなメールを導入しており、児童が学校に着いたときや学校から出るときに、機器にカードをタッチすることで保護者にメールが送信されることになっております。県内でもケースが少ない取組で、当下校の安心安全に大きな役割を担っております。

また、スクールガードリーダーや子供見守り隊に登下校の巡視をお願いしております。スクールガードリーダーは、小学校に1名ずつ配置し、子供の見守り隊は多くの市民に登録いただいております。

ただ、発足してもう4年が経過して、発足当時も見守り隊は高齢者が多かったものですから、来年度、私としては継続していただけるか、意思確認とともに再編をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、見守り隊につきましても、多くの市民に登録していただいております、それぞれの地域において熱心に取り組んでおります。このように防災行政無線のない烏山地区においても、市全体で日々、安全対策に尽力しているところでございます。

防災行政無線廃止後につきましても、引き続き、保護者や地域の方々の協力をいただきながら、児童生徒の安心安全な登下校に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほ

どよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 市長が防災行政無線をこの3月をもって廃止すると決めていまして、今年予算の中にも、この防災行政無線に関する費用、維持管理費が含まれていません。そのようなことから、これは私がこの一般質問通告書を出した後なんですが、正副議長さんと議員の代表が市長に対して継続の申入れをいたしまして、その結果、来年の11月までかどうかは分かりませんが、とにかく延長することになったということでもありますから、一応、私は安堵をしているわけなのですが、いずれにしても、廃止をするということを取り消したのは、つい最近のことです。

そこで、教育長は、4月から防災行政無線が廃止されるものとして、それに代わる子供たちの安全対策というのは特別考えていなかったのでしょうか。これを1点お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 防災行政無線の廃止後ということでございますが、先ほど申し上げたように、教育委員会としては、7校の学校、中学校2校、小学校5校ですが、傘下に持って子供たちの安心安全に努めているわけですので、全体でできるシステムを構築しているということで、先ほどスクールガードリーダーその他、見守り隊については、4年前から構築しているわけでございます。

はっきり言いまして、防災行政無線があればありがたいですけれども、ただ、南那須地区にしかないということで御理解いただきたい。

私も、正直なところ、夕方5時の『夕焼け小焼け』とか、そういったものがなくなるというのは、私たちとしても一抹の寂しさを感じているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この烏山地区になぜこういう防災行政無線をつけなかったのか、それはいろいろな事情があったにしても、いずれにしても、旧南那須地区にあったものが、今度、廃止されるんですから、廃止されるというと、やはりみんな不安に思います。私も不安に思っていました。

だから、それに対しての、教育長は何の対策も考えなかった。具体的な対策をこの4月から考えていなかったということになりますと、私は誠に残念に思っているわけでありまして。

いずれにしても、3月いっぱいまで廃止するということはありませんでしたから、安堵をしています。

もう一回、申し上げますが、子供たちに向けた犯罪というのは途絶えることはありません。栃木県内ではしばらく、殺害されるような大きな問題は起きていませんが、全国を見ると、時々起きています。この犯罪防止には尽くせる手段、どんな手段を取っても、どんな手段を講じて、私のほうでもスクールガードリーダーをしたとか、保護者にメールを送っているとか、そういうようなことがあっても、安全意識というのは、いずれ風化していきます。

そのようなことをよくよく認識の上、これからの安全対策にはさらに努力されるよう御期待をいたしまして、今日の私の質問は終わらせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき1番青木敏久議員の発言を許します。

1番青木敏久議員。

〔1番 青木敏久 登壇〕

○1番（青木敏久） 皆さん、こんにちは。議席番号1番青木敏久でございます。宮城県の高校1年生が昨年読んだ短歌がございます。「父母もなく在校生の歌もなく縮小されて卒業式に泣く」。

1番目は、新型コロナウイルスワクチン接種における対策について質問いたします。

今日は、令和3年3月3日、私は3番目の質問者になりますが、ひな祭りの日でございます。女の子の健やかな成長を願って、2番目に、子宮頸がん予防対策について質問いたします。

また、今月11日には、東日本大震災から10年目を迎えます。心配しておりました足利市の両崖山周辺の山火事も、発生から9日目の3月1日に鎮圧が宣言され、昨日の降雨によって鎮火に近づくかと思われます。

『ハチドリの一としづく』という本がございますが、その中で、森が燃えているときに、ハチドリがくちばしで運ぶ一滴の水は、私たちに何ができるかを問いかけております。

3番目は、地域消防力向上について、質問いたします。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 最初に、新型コロナウイルスワクチン接種における対策について御質問いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、世界107か国の国と地域で始まっており、世界全体の累計接種回数は、3月1日までに2億4,426万回を超えました。日本国内でも、今年2月17日に始まったワクチン接種は、累計の接種回数が3月1日までに3万1,785回になりました。改めまして、予防接種法による位置づけについてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 予防接種法による位置づけについてお答えいたします。

令和2年12月2日に臨時国会で予防接種法の一部改正が可決成立し、新型コロナウイルスも、予防接種法で行うことが可能になりました。

予防接種には、定期接種と臨時接種があり、新型コロナウイルスのワクチン接種は感染の蔓延防止上、緊急の必要性があると認められるときに実施する臨時接種と位置づけられています。

また、同法ではA類疾病とB類疾病が定められており、A類疾病には、ジフテリア、百日咳、ポリオ、麻しん、風しんなどを対象として、主に集団予防を目的として位置づけられているのに対し、B類疾病は、インフルエンザなどを対象とし、個人の発病、またはその重症化防止を目的として位置づけられており、今回の新型コロナウイルスはA類疾病に分類されております。

A類疾病では、市長が接種対象者に対し予防接種の勧奨を行い、対象者には予防接種を受けるべき努力義務が定められております。ただし、ワクチン接種に強制力はなく、あくまでも対象者の努力義務にとどまることから、市といたしましても、このことは遵守し、接種者の意思を尊重しつつ、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 1994年の予防接種法改正により、接種要件が義務から勧奨へ、接種形態も集団から個別に変わりました。

今、市長答弁にございましたように、今回の改正で、蔓延を防止するために緊急の必要がある臨時接種に位置づけられ、努力義務が課せられました。新型コロナワクチンの接種は集団接種が原則ですが、練馬モデル、宇都宮市も個別接種を基本にするようですが、先ほどの答弁もございましたけれども、集団接種が原則ですが、本市についてはいかがか、改めてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 那須烏山市におきましては、集団接種を基本といたしまして、できる限り個別接種も実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 基本は、集団接種ということによろしいですね。

今のままのマスク生活で、会食は自粛、イベント中止などの状態を続けていくのか、集団免疫を獲得することで、従来の社会経済活動を取り戻すのかが問われているかと思います。感染症パンデミックの終息のためには、集団免疫の獲得が唯一現実的な方策と思いますが、この認識でよろしいかどうかだけ、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 青木議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 最後に、1番目の質問ですが、無料接種とされているにもかかわらず、金銭を先に払えば優先的に接種を受けられる、こういうワクチン詐欺の注意喚起が必要になるかと思いますが、市のほうの対策についてお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ワクチンの接種に関しまして、3月10日の自治会長様への文書配付のときに、自治会を通して配付していただくチラシを、今、作成中でございます。その中に、新型コロナワクチン接種に関する特殊詐欺につながる不審な電話等に注意してくださいといった注意喚起も入れる予定にしておりますので、そういったことで対策をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） よろしくお申し上げます。

では、次の質問に移ります。②、ワクチン接種におけるベネフィットとリスクについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ワクチン接種におけるベネフィットとリスクについてお答えいたします。

利益と心配というか、そういうことでお答えします。予防接種は広く集団に免疫を与え、感染症の伝播を制限し、疾病が社会全体に広がることを防ぐために実施するものであります。生体を感染から守る最も重要な医学的予防法と認識しております。

しかしながら、生体に異物を投与する以上、正常な生体反応を超えた予期せぬ反応が出現し、健康被害を生ずることは皆無とは言えません。予防接種を行おうとするときには、ワクチンが内包するベネフィットとリスクについて適切に判断していくことが必要でございます。

そのために偏りのない情報公開が必須であると考えております。国はもとより、行政と製薬会社が一体となって、正確な情報を発信することが必要であります。

本市におきましても、今後接種が進み、情報が明らかになりましたら、速やかに市民に向けて周知し、市民がベネフィットとリスクについて正しく認識できるように情報発信の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 2019年、WHOですが、世界の健康に対する10の驚異としてワクチン忌避、すなわちワクチン接種へのためらいを挙げていますが、世界各国では、ワクチンで予防できる病気は予防接種で防ぐということを方針にしております。

ワクチン接種では、病気にかかることを予防する効果というベネフィットと、副反応というリスク、これを比較してベネフィットがリスクを上回るものが承認されたワクチンということになるかと思うんですが、英国政府は、新型コロナウイルス感染症とその合併症の予防のため、ワクチンに期待される効果は既知の副反応をはるかに上回るとしています。

こんなメッセージも首相官邸から届いております。公衆衛生の観点からも、自分を守り、家族を守り、そして社会をも守ることになると言えますけれども、この点について所見がありましたらお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 青木議員がおっしゃるとおり、市民の皆さんにベネフィットとリスクについて、情報をきちんと伝えることが、まずは大切なことだと思っておりますので、なるべく早い機会に、市民の皆さんに、いろいろな手段を講じて情報提供していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 次の質問です。

ワクチン接種におけるリスクコミュニケーションについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ワクチン接種におけるリスクコミュニケーションについてお答えいたします。

リスクコミュニケーションとは、リスクに関する正確な情報を市民と共有し、相互に意思疎通を図り、お互いの信頼関係を構築することと理解しております。

今回のワクチン接種においても、例えばこのワクチンを打ったらどのようなことが起こる可能性があるのか、効果はどれくらい見込まれるかなど、お互いに理解し合って実施することが

大切と考えております。

そのためには、先ほども答弁したとおり、ワクチン接種に関する正確な情報発信が何より大切です。国や製薬会社が発信する情報を正確かつ積極的に収集し、市民に漏れなく提供できるように対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 子宮頸がんワクチンの教訓を踏まえて、リスクコミュニケーションの必要性が指摘されております。

一部メディアでは、不安をあおったり、有効性に否定的な報道も散見されます。例えば、雑誌で、「コロナワクチンを絶対に打ちたくない」と医師が言うわけ」「感染予防効果はなし」、こういう記事は削除されました。また、1月25日に、「新型コロナワクチン 注意すべき副反応の3つのタイミング」という、この記事も削除されております。また、「新型コロナワクチン 6割超受けたくない 女子校生100人にアンケート」、この記事も削除されております。

こういった情報を伝えることで、世の中をどんな世の中にしたいのか、コロナを克服した未来にしたいのか。国民、本市においては、市民の命を守る観点で考える必要があると思います。

本市の情報発信について、先ほどの議員の一般質問の御答弁にもありましたが、改めて情報発信についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 情報発信の仕方ということでございますが、考えられるあらゆるものを使って情報発信はしていきたいと思っております。

取りあえず、今のところ、3月15日号のお知らせ版、それと3月10日の自治会へのチラシ配付ということで、市民の皆様には、まずはそういった方法で周知をしていきたいと考えております。そのチラシの中で、例えば予防接種を受けるに当たり注意が必要な方とか、副反応はこういったことがありますよとか、そういったことをきちんとチラシのほうには載せていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 日本ワクチン学会は今年の2月23日に、「接種後に生じた好ましくない事象というだけで、因果関係の検証もないままに、さも新型コロナウイルスワクチンと、その接種が危険であるかのような騒ぎ方、あおり方は厳に慎まなければなりません」などと、ワクチン忌避につながるような過剰な恐怖訴求に対して警鐘を鳴らす声明を発表しました。積極的な情報発信や、市民に対するコミュニケーションに努めていただきたいと切にお願いいた

します。

次の質問に移ります。本市のワクチン接種制度設計における律速の要因となる問診、要配慮者対応、フォローアップ等について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ワクチン接種における律速の要因となる問診、要配慮者対応、フォローアップ等についてお答えいたします。

先日、報道等もございましたが、厚生労働省と川崎市が新型コロナウイルスワクチン集団接種を想定した訓練を実施いたしました。

接種人数は1時間当たり30人を目標に行われましたが、問診の段階で、参加者の持病や不安など、1つの質問に対応することで、流れが滞ってしまうリスクが判明いたしました。そのリスクを少しでも解消するための1つの方法として、本市におきましては、持病がある方や接種に対して不安を抱えている人については、事前にかかりつけ医に相談してから接種していただくことを考えております。このことを広くアナウンスしてまいりたいと考えております。

そのほか、接種会場のレイアウト等にも、接種する市民に分かりやすい配置となるよう工夫を凝らし、会場での人の流れがスムーズに進むよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、要配慮者に対する対応でございますが、現時点においては、施設等の入所者に関しましては、医療チームを組んで施設に出向き接種する予定としております。

そのほかの要配慮者に関しましては、要配慮者の範囲を含め、現在、検討中であり、接種希望者に滞りなく接種ができるように早急に調整いたします。

ワクチン接種後のフォローアップ等につきましては、万が一、接種会場での副反応の症状が示された際には、接種会場の医師が応急的に対応を行い、重症化した場合にも、速やかに病院まで搬送できる体制を整えてまいります。

また、帰宅後や、期間をおいてから体調に変化があった場合などは、かかりつけ医に相談していただくか、県が設置を予定している相談窓口にご相談いただくことを案内してまいります。

いずれにしましても、接種者が安心して接種を受けられるように対応してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 要配慮者の中で、妊娠中の方は免疫力が下がるので感染しやすくなる、または妊娠後期は肺活量が下がっているため肺炎が重症化しやすくなります。妊婦は努力義務から除外されましたが、打つリスク、打たないリスクを十分加味して、専門医の所見を伺うような対応を取っていただきたくお願いいたします。

また、移動が困難な障がい者とか、マスクを着用できない障がい者については、今、検討中

ということなので、検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

次の質問なのですが、接種後は不安になっている方も多いかと思うんですが、この不安解消に当たって、例えば看護師の方が御気分はどうですかとか、そういったふうに歩いて回るような巡回看護師というか、巡回するような対策というか、必要性は感じているかどうか伺います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 看護師の方が巡回して回るというようなことは、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 何分、集団でワクチンを打つというのは、なかなかない臨時接種なものですから、不安になっている方も多と思うので、もし検討の中に加味していただければ、接種者の安心感が増すと思いますので、御検討のほど、よろしく願いいたします。

また、EUやシンガポールではワクチンパスポートの議論があったり、イスラエルでは接種率の低い若い世代への普及が課題となっていることから、自治体が接種会場で、ピザや軽食や飲物を振る舞うという促進策を取っています。

国内においても、各自治体で、買物割引や商品券配付等の検討、または推進が図られているところもございます。本市においては、接種者にインセンティブを与えるような考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 令和3年度において臨時交付金が国から1億8,400万円ほど来る中で、そういうことも当然、活用方法として考えております。

ただ、インセンティブとしてやるとした場合に、交付金を活用して、いわゆる差別をしてはいけないと、ワクチンは強制ではありませんので、ワクチンを受けた人にだけ利益を与えるようなことあってはならないという考え方もありますので、そういう中で、何ができるかというのは、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 何よりも集団免疫をつくって抑え込むということが大事なので、御検討のほど、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。子宮頸がん予防対策についてでございます。

ヒトパピローマウイルス感染症の現況について、まず、お尋ねいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ヒトパピローマウイルス感染症の現状についてお答えいたします。

ヒトパピローマウイルスは、50%から80%の女性が感染しているとされている一般的なウイルスでございます。ごくありふれたウイルスであるため、感染者数を把握することは非常に困難な状況にあります。

御質問のヒトパピローマウイルス感染症は、子宮頸がんの要因とされており、子宮頸がんになった人の95%は、ヒトパピローマウイルスの感染があったとされております。

子宮頸がんは、子宮がんのうち約7割程度を占め、以前は発症のピークが40歳から50歳でしたが、最近では20歳から30歳代の若い女性に増えてきており、日本では罹患率、死亡率ともに増加傾向にあります。

本市の現状でございますが、悪性新生物、いわゆるがんで亡くなる方が年間100名前後を推移している中、子宮がんによる死亡は、数年間でゼロ件という状況でございます。

予防対策としましては、1つ目として、子宮頸部がんワクチンの接種。2つ目は、がん検診を行い、早期発見、早期治療につなげていく方法でございます。

感染する前に予防接種を受ける必要がありますが、子宮頸がんのワクチン接種につきましては、ワクチン接種後の副反応問題が完全に解決されていないため、本市においては積極的な接種勧奨を差し控えている状況であります。

現在は、がん検診の受診促進に努めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） HPVワクチンについては、様々な動きが昨年はございました。

スウェーデンから約167万人の女性を調べて、浸潤がんを減らす効果があったという研究報告が示されたこと。より効果の高い9価ワクチンの承認や、4価ワクチンの男性への適用拡大、さらには個別のお知らせ再開などがありました。大分、風向きが変わってきたように私も感じております。

次の質問ですが、HPVワクチン接種のベネフィットとリスクについてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） HPVワクチン接種のベネフィットとリスクについてお答えいたします。

まずはベネフィットについてお答えいたします。

HPVワクチンは子宮頸がんを起こしやすいタイプであるHPV16型とHPV18型の感染を防ぐことができます。そのことにより、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐとされております。また、接種することにより、自然に感染したときの数倍の量の抗体を、少なくとも9.4年間維持できることが、海外の臨床試験で明らかになっております。

HPVワクチンを接種することにより、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されており、接種が進んでいる一部の国では、研究段階ではございますが、子宮頸がんを予防する効果を示すデータも出ております。これは議員がおっしゃるようなことだと思います。

次に、リスクについてお答えいたします。ワクチン接種後には、接種部位の痛みやはれ、赤みなどが起こることがございます。また、まれに呼吸困難やじんま疹等の、いわゆるアナフィラキシーと呼ばれる重いアレルギーや、手足に力が入りにくくなる神経系の症状、頭痛、嘔吐、意識低下などが生じる急性散在性脳せき髄炎が起こることが報告されております。

ワクチン接種との因果関係があるかどうか分からないものや、短期間で回復した症例を含め、ワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種者1万人当たりで約9人、そのうち、報告した医師や企業が重篤として判断した人は、被接種者1万人当たり5人となっております。

なお、健康被害が生じた場合には、予防接種救済制度により、医療費や障害年金等の給付が受けられます。

県内の相談窓口は、栃木県保健福祉部健康増進課と各市町の予防接種担当課にあり、診療協力医療機関として、獨協医科大学病院産婦人科と自治医科大学附属病院産婦人科が支援体制を整えております。このようになっておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今年1月、国立がん研究センターなどが、子宮頸がんになった女性が出産した際に、がん細胞が子供に移行し、その後、子供が肺がんになったケースが2組あったと発表いたしました。私も驚いたんですが、母親2人は子宮頸がんで亡くなりました。まさにこれがマザーキラーと言われるゆえんだと思います。

また、大阪大学などは、ワクチン接種をした人は接種をしてない人に比べ、がんの前段階となる組織異常になるリスクが減ったとする研究結果をまとめました。

さらには昨年9月、同じく大阪大学などは、接種率が大幅に低下した2000年から2003年度生まれの女性の間で、将来の子宮頸がん患者が約1万7,000人増加、死亡者が4,000人増加するという衝撃的な推計を発表いたしました。併せて申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。本市の定期接種者に対する取組について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市定期接種対象者に対する取組についてお答えいたします。

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種につきましては、平成25年度より副反応発生頻度等が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべ

きではないとの国からの勧告を受け、本市においても積極的な勧奨を差し控えておりました。

しかしながら、令和2年9月25日に開催された第49回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、公費によって接種できるワクチンの1つにHPVワクチンがあることを知っていただくとともに、対象者が接種について検討、判断するためのワクチンの有効性、安全性に関する情報等や、接種希望者の円滑な接種のために必要な情報等を個別送付により提供するよう通達がございました。

これらを受け、本市におきましては、令和2年11月に定期接種対象の最終年齢である高校1年生相当の女子105名の保護者宛てに、郵送にて情報提供を行ったところでございます。

また、12月には小学6年生から中学3年生の女子の保護者宛てに、学校を通して個別に情報提供をいたしました。さらに、接種希望者には、まずは市のこども課に問合せをいただき、保健師からワクチンの有効性、安全性を、接種者と保護者が正しく理解できるよう、再度説明した上で、接種医療機関への予約をしていただいております。

今後も国の動向を注視しながら、正確な情報を周知し、希望接種者が円滑に接種できるよう進めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 昨年3月の定例会において、私の一般質問で御答弁いただいているのは、子宮頸がんワクチンについてですが、子宮頸がんワクチン接種後の副反応の問題が完全に解決されていないため、本市においては、積極的な接種を差し控えている状況にあります。まだきちんとした副反応の作用が確定しておりませんので、はっきり分かり次第、対応していきたいと思っておりますが、保証ができないものを逆に、がん予防のために1人の女性を破壊してしまう可能性もあるので、もう少し慎重にしていきたいと、こういう御答弁いただいておりますが、お考えに変わりはありませんか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私個人としてはそう思っております。ただ、公で、大分リスクは下がってきましたので、その辺を加味させていただいて、協議していきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 昨年10月に、今、市長の御答弁にありましたが、厚労省からヒトパピローマウイルス感染症に関わる定期接種の対象者への周知に関する具体的な対応等についての通知が届いていると思っておりますが、平成25年6月の勧告から変更になった点について、どの点が違ったか、変わったかについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 先ほど市長の答弁にもありましたとおり、部会のほうでは、H

PVワクチンがあることをまず知ってもらうということと、HPVワクチンの有効性、安全性に関する情報等や、また、接種希望の円滑な接種のための必要な情報等を個別に郵送するということが一部変更になっております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） その変わったところなんですけど、周知方法については個別通知を求めたものではない、この部分が削除されていると思います。あと一つ、大きなところは、積極的な勧奨を行っていないことを伝えると、この文言が、昨年10月の通達では削除されました。これは大きな変化だと思うんですが、今後、本市においては、個別通知を送るという方針でよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 昨年10月に、国のほうからそういった通知が出されまして、市のほうでも検討いたしまして、まずは高校1年生、この方については、定期接種の期間が間もなく切れるということもあるので、まず優先的に郵送にて各世帯というか、保護者のほうに通知を送らせていただきました。

また、小学6年生から中学3年生の女子児童生徒につきましては、各小中学校に協力いただきまして、保護者のほうに通知をしているところです。

また、那須烏山市民の児童生徒で、市外の学校に行っている方については、直接、郵送で送ったところです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今後も個別通知については市のほうとしては、市長のお考えもあると思うんですが、送られるという、その認識でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 国の情報を注視しながら進めていきたいと思いますが、もし何もないければ、接種するにあたって、最低でも6か月間、ワクチンの種類は2つあるんですけど、2つとも3回接種が必要なんですけど、3回終わるまでに6か月間を必要とするということなので、10月頃までに通知をしないと、高校1年生については間に合わないというものもありますので、その前に通知をしたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 分かりました。

WHOが発表した子宮頸がん排除のための世界戦略では、2030年までに15歳までの少

女が90%以上、HPVワクチンを接種することを目標として掲げております。目標は90%以上ですが、我が国においては、御承知のように1%以下でございますが、これについて所見等はございますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） やはり最初のときの接種方法によって副反応の方が大分出て、それも重度の方が出てしまった報道を聞いているので、抵抗感があるのかなと思っています。

ただ、安全だと分かってくれば、大分違ってくるのかなと思いますので、それには時間も必要なのかなとは思っています。また、正確な情報が随時入り次第、皆さんの気持ちも変わってくるのではないかなと思います。

今の段階でも、医療機関によっては書類すら送るのをためらう先生もいらっしゃいますので、そのところが強制などはできないところもありますので、慎重にさせていただいております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 定期接種は、国が国民の健康を守るために、税金を使って受けることを進めるのが予防接種だと思いますので、よろしくお取扱いいただきたいと思います。

次の質問です。本市の子宮頸がん検診の取組について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の子宮頸がん検診の取組についてお答えいたします。

子宮頸がん検診は、20歳以上を対象とし、集団検診及び医療機関で個別に実施する施設検診の2通りの方法で実施しています。

特に、施設検診の場合は、20歳から40歳の5歳刻みの方には、個別受診勧奨と再勧奨を年3回行い、1,400円の自己負担で受診できるように助成を行っているところでございます。

集団検診では、特定健診との同時実施や、女性限定の検診日を設定し、または土曜日、日曜や夜間検診なども実施し、様々な方法で受診率を上げる工夫をしております。

しかしながら、検診の方法が内診で行われることや、月経と重なると当日実施できないなどの理由から、特に若い方の中には抵抗感を持つ方がおり、受診率は令和元年度13.9%と低い状況にあります。

最初の質問でもお答えしたとおり、近年、20歳から30歳代の罹患者が増加傾向にあり、未受診者対策は喫緊の課題と認識しております。今後も県内市町の動向を注視しながら、受診率向上の対策についても検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） ワクチン接種が閉塞状況の中にあって、二次予防としての頼みの綱と

いべき検診は、国の目標の50%には届いていないのが状況だと思います。何よりも、今、市長がおっしゃったように、最も受診してほしい若い女性の受診は心もとないばかりでございます。

昨年、私の一般質問におきまして、二十歳になったら、本市ではピロリ菌検査を進めておりますが、それと一緒に子宮がん検診を推奨してはどうかという御質問をしましたけれども、それについて、改めまして、市長、前は前向きな御答弁をいただいたように感じておりますけれども、通知を併せてするなり、助成するなり、受診に向けた促進策についてお伺いできればと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ピロリ菌の場合は、地元の医療機関で検査ができて、行って検査をするということができるんですが、子宮頸がんワクチンの検査というのは、産婦人科にしかありませんので、うちの市内にはそういう対応ができるところがありません。

また、検診会場がないということもありますけれども、補助するに当たっての金銭のやり取りとか、いろんなものも、まだ解決ができてないので、その辺のことを調整させていただきながら、ただ、啓蒙活動としては、二十歳のときにこういう検診を受けてくださいということは十分できると思いますので、その辺の対応はさせていただけると思います。

まだ補助金を出すとか、そういうことまでは、考えさせて、検討の位置にいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） まずは隗より始めよじゃないけれども、啓蒙活動から、せつかくの機会ですから、現状、そういう機会をとらまえてしていただきたいと思います。

子宮頸がん予防は、やはり若い子育て世代に多く見られる重要な健康課題であると思います。一次予防のワクチン接種、二次予防の子宮頸がん検診、2本柱として啓蒙も含めて進めていただきたくお願い申し上げて、2番目の質問を終わらせていただきます。

次の質問に入ります。地域防災力の中核を担う消防団組織の充実強化に際して、消防団OB等の機能別消防団員、すなわち支援団員制度がありますが、その制度について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 那須烏山市消防団の支援団員制度についてお答えいたします。

支援団員制度は、近年の消防団員の減少や、サラリーマン団員の割合の増加により、特に昼間の火災や災害時に出動できない団員の割合が増加し、消防車両の即出動が困難な部も出ているような状況になっていることから、消防団OB等の力を借り、初期消火活動など円滑な消防団活動が展開できるように創設された制度で、平成21年度から運用しております。

現在、消防団員598名中63名が支援団員であり、消防団員の約1割を占めている状況でございます。

また、県内の状況におきましても、消防団員の確保は年々厳しくなっており、15市町がOB団員等の加入制度を導入しております。

本市におきましても、人口減少、少子高齢化社会の中で、地域の消防、防災力が弱体化傾向にあることから、ますます消防団OBの活躍はなくてはならないものとなっております。

今後も支援団員の加入を促進し、制度の充実を図るとともに、併せて団員の確保が難しい分団部につきましては、合併、統合を推進しながら消防団組織の見直しを図り、消防・防災力の強化に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解ください。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 規定によれば、支援団員制度の中で、点検など、市消防団事業への参加を要しない、そして任期は原則として9年以内とありますが、研修、訓練等を求めないで団員の資質向上をどうやって図るのか、この点についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 支援団員につきましては、熟練された消防団員のOB、しかも、やめてすぐ活躍するようなOBが多いことから、そういった熟練した機能は持ち合わせているということもありまして、近年におきましては、支援団員を集めた研修、訓練等を行っていない状況であります。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 近年においては、支援団員、今の状況ではやめてすぐ入られる方が多いということで行っていないということですが、先ほど申したように、原則として9年以内、長くなってくると遠ざかるわけです。それについて、訓練、研修から遠ざかるということはどうなのか。資質向上を求めるについて、疑問が一つあるということと、あと一つは、災害現場というのは常にやはり危険と隣り合わせであります。

先ほど御答弁にありましたように、昔取ったきねづかは、これは最大限尊重すべきだと思いますけれども、災害現場の前では、ベテランであろうが新人であろうが、訓練研修は必須だろうと私は考えております。

また、支援団員については、支援団員という立場以上に、地域のリーダーでもあるわけですから、なおのこと、研修、勉強会の機会をとらまえて自己研さんを図っていただきたいということと、市においても、その機会の創出に努めていただきたい、これを切にお願いしたいと思うんですが、担当課長、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員がおっしゃることも一理あると私も思いますので、今後におきましては、まず消防本部である消防署、また、消防団の中の会議等で、支援団員の効果的な在り方についてまず議論させていただいて、必要な研修がそれぞれの部単位で行われる場合、または全体的に集まってやらなくてはいけない場合、そのほかに自主防災組織とか、そういった訓練におきまして、併せてやれるような研修もあるかと思っておりますので、何かできることを検討してまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 1番については、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。本県においても1月14日から2月7日まで緊急事態宣言が発令されました。なおも警戒レベルは、特定警戒から感染嚴重注意における対応を要請されております。

そこで、市地域防災計画にあるところの、消防団員等による地域巡回指導の促進について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 消防団員等による地域巡回指導の促進についてお答えいたします。

消防団の活動は、火災時の消火活動や風水害時の市民の避難誘導や救出活動にとどまらず、火災予防や広報活動等、地域に密着し、市民の安心・安全を守る消防防災のリーダーとして活動しております。

予防啓発活動につきましては、毎年2回行われる全国火災予防運動、今も回っていただいています。また、チラシの配布や消防車の巡回による広報活動も行っております。年末には、夜間街頭啓発、防犯・防火診断等、関係機関と連携し、巡回広報活動を実施しているところでもあります。その他、各地域で行われている防災訓練にも積極的に参加し、地域の住民とともに防災力の向上に努めているところでございます。

これからも、今以上に市民の安全・安心な暮らしのために、巡回指導を促進するとともに、消防署や警察等との関係機関と連携した訓練や情報共有に努めてまいります。

今回の消防団員の地域巡回指導というのは、もしかすると、今回の外出自粛などの放送もということだと思えるんですけども、比較的、うちの市は徒歩で出歩いている方がいらっしやらなかったし、そういうことで啓発を県のほうでやるのだけで、広報で今回は執り行わせてもらいました。

あとは市のほうだけでやったので、今回は済んでしまったので、また、何かありましたら、そういう広報活動は消防の車両全部についておりますので、活動していただけることはあると思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 県の国土強靱化地域計画におきましても、消防団の充足率など、自助共助の意識づけに関わる施策を実行していきたくとしています。

地域密着を図る上で、消防団の充足などに寄与すると思うんですが、例えば、鹿沼市では、消防団が感染防止を呼びかける広報活動を行いました。また、さくら市や高根沢町では、市長、町長が、防災行政無線で緊急事態の宣言や感染防止対策を呼びかけました。

今後、本市においても、先ほど市長も御答弁いただきましたけれども、見える化、村上議員の質問にも、内容は変わりますけれども、「見える化」という言葉が出てきましたけれども、やっても市民に届くような、消防車両で呼びかけるというようなことが、どこまで実行力云々というよりも、見える化が必要だと思うんです。消防団が動いている、それによって充足率が高まるということもありますので、見える化ということを考えて、今後、消防団活動があれば、感染防止に、地域密着を図る上でも、歩いていただくとかということも御検討を加えていただければありがたいと思いますので、これについては、担当課長、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 1月27日、県との連携事業によりまして、緊急事態宣言とか、そういった感染予防の不要不急外出の連携事業は、実際、市役所、市長を含めた職員、また、警察署、消防署で行いましたが、それ以外に、那須烏山市においては、クラスターの発生状況、また、コロナの感染患者が少なかったことから、改めて大きな呼びかけまでは逆にしなかったというのが実情でございますが、今後の動向によっては、今のような消防車両を使った感染防止の対策も含め、検討していきたくと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） よろしく願いいたします。

最後の質問になります。地域防災力向上における自主防災組織の運営体制強化及び推進について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 自主防災組織の運営体制強化及び推進についてお答えします。

自主防災組織につきましては、防災訓練を定期的開催するなど、活動が活発な地区に関しては、県の補助事業などを活用し、防災倉庫や防災資機材などを配備し、運営体制の強化に努めているところでございます。

一方、活動が活発でない、あるいはこれから活動を考えているような地区につきましても、地区への防災講話や防災訓練の際に、自主防災組織の活動方法や、自主防災組織への規約の作成方法などについて周知し、実際に相談のあった際には支援等も行っております。

また、今年度につきましては、栃木県地区防災計画策定促進事業において、本市からも向

田・落合地区をモデル地区として、栃木県防災士会及び本市の支援により、地区防災計画の作成や、向田・落合地区に特化した防災マップの作成に取り組み、現在策定に向けた最終修正の段階となっております。

令和3年度も、1地区をモデル地区として選定した上で、今までの実績を踏まえ、災害対策基本法に位置づけられた地区防災計画の策定も推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、自主防災組織は自助・共助の要でありますことから、今後も自主防災組織の運営体制の強化等に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 市の国土強靱化地域計画（案）では、主な取組として、自主防災組織が開催する防災訓練への支援とされておりますが、記載はされていないですけれども、大事な部分があると思うんですが、防災リーダーの育成を主とした防災組織の育成、これについて所見があったらお伺いしたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、自主防災組織の訓練におきましては、実施がある場合には、危機管理グループ等に連絡がございますので、職員が出向いて必要な講話、またはアドバイスをを行っているところでございます。

また、そのほかに、自治会連合会が年に何回かあるんですが、そのときに、防災、自主防災、減災、また、防災力の向上のための講話、研修、そういったものも取り組みますので、何回か、そういったところでも、行政区長さんにはその講話をしておりますので、地元の自主防災組織の中で、先ほども出てきた消防団OB、またはそういった方にも参加をさせていただいて、広く地域が守れるような組織体制に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、よろしく参加を呼びかけて、リーダーの育成に努めていただきたいと思えます。

最後の質問です。自主防災組織においては組織活動のマンネリ化、そして組織役員の高齢化等の問題もあるということが指摘されております。

創業は易く守成は難しと言われますが、本市では、防災スペシャリストを養成しており、防災監に代わるような位置づけになっているかと思えますが、防災スペシャリストとして、高齢化問題、マンネリ化問題についてどうコミットしていくのか、この辺の所感についてお伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 何でも立ち上がっているときは、非常に力があって動き出すんで

すが、それが数年続くと、それを維持していくのが非常に大変だというのは、この防災力向上の話もそうなのですが、いろいろな組織において同じような現象は、地元自治会においてもあるかと思います。

その中で、どのようにそういった根底にある意識を常に高く持って地元のためにどのように働くか、そういったところにつきましては、徹底した周知活動がやはり必要かと思います。

また、職員が出向きながら丁寧に説明をして、納得していただいて、一緒に活動をしていくといったことも必要かと思いますので、どういった取組ができるかは、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 私は防災スペシャリストに大変期待しておりますので、地元から、地域から上がってくるだけじゃなしに、先ほど課長答弁にあったように、自ら出向いて、組織ができてないところはスペシャリストとしてアドバイスして、組織の立ち上げ、そういうものに知見を生かして、地域防災力の向上に努めていただきたいと思います。

このスペシャリストの方には大変期待しておりますし、また、異動になっても、配属になっても、その力を利用して、地域の防災力に貢献していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わりにします。大変ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、1番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番、平塚英教でございます。議長の発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、ゼロカーボンシティ宣言の具体化について、那須烏山市国土強靱化地域計画について、本市防災行政情報伝達システムについて、新型コロナウイルス対策について、この4点について質問をいたします。

当局におかれましては、前向きで、市民の立場に立って答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、ゼロカーボンシティ宣言の具体化について質問をいたします。

本市は昨年7月28日、ゼロカーボンシティ宣言に賛同し、本市環境基本計画に基づいて、自然環境の保全、活用を図り、地球温暖化対策等を着実に推進するとしております。

なお、宇都宮市では、地球温暖化対策実行計画後期計画素案をまとめ、地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消といった市独自の事業を進め、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で27%削減する方針を示し、国、県が掲げる目標26%削減を上回る目標値を打ち出しております。

本市は、再生可能エネルギーの利用拡大、公共施設の省エネルギー対策の検討、推進、2050年までにゼロカーボンシティの考え方を反映した具体的数値目標、2050年までに、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すものの、それに向けての工程目標や具体的な取組は不明確であります。ゼロカーボンシティの考え方を反映した具体的数値目標は、次期各種環境計画策定時に後回しでは、ゼロカーボンシティは進みません。

本市が目指す2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを達成するために、どのような具体的な対策と取組を持って推進するのか。また、当面2030年度の温室効果ガス排出量削減の数値目標があれば伺いたいと思います。

答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ゼロカーボンシティ宣言の具体化についてお答えします。

地球温暖化対策は、国の2050年までの温室効果ガスゼロ表明により、脱炭素社会への移行が加速していく動向にあります。ゼロカーボンシティ宣言につきましては、本市も趣旨に賛同し、令和2年7月28日に表明しました。

県内ほか市町では、令和3年2月12日現在で5市町が表明しております。また、栃木県におきましても、令和2年12月14日、ゼロカーボンシティ宣言を表明したところでございます。

地方公共団体における脱炭素化は、その区域や自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のため施策を推進するとされており、特に地域の事業者、住民との協力、連携の確保に留意しつつ、再生可能エネルギーの導入、活用とともに、省エネルギーの推進を図ることを目指すとされております。

温室効果ガス排出量削減のための検討につきましては、区域の排出量を把握することが重要であり、環境省では自治体排出量カルテを公表しており、本市は人口10万人未満につき、簡易版カルテの対象となっております。

内容は、標準的な手法に基づく二酸化炭素排出量推計データ、再生可能エネルギーの導入量等が示されております。これらを踏まえ、温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの活用などの取組を推進するには多くの課題がございますが、県などと連絡を取りながら情報収集中で、今後検討が必要であると考えております。

当面、本市のゼロカーボンシティに向けた取組につきましては、省エネルギーの推進を図るとして、令和3年度に小中学校での照明設備のLED化を実施する予定になっております。

また、脱炭素社会の実現には、市民や事業者の日常生活や企業活動の中での取組が必要不可欠であることから、温室効果ガス排出削減に向けた取組、気候変動問題について考えていただくため、環境に配慮した賢い選択、いわゆるクールチョイスの普及啓発にも努めております。

今後、国や県の動向、ほか市町の事例を研究、調査し、2050年二酸化炭素排出量ゼロの実現に向けた取組を検討してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 2050年までに温室効果ガス排出量を実質的になくす宣言をしております那須塩原市は、横浜市など15市町村と共同で、実質ゼロを表明している全国の自治体に呼びかけ、ゼロカーボン市区町村協議会を設立しました。鹿沼市、大田原市、那須町などの3市町を含む全国130市町村で構成しており、脱炭素社会実現に向けた政策研究や提言を行い、地域の意見を国に発信していく方針との報道であります。本市はこの協議会に参加する用意があるのか、お尋ねをいたします。

一方、国においては、昨年12月に国・地方脱炭素実現会議で議論を開始しており、本年6月をめどにロードマップ、工程表の策定に着手しております。この市区町村協議会は、参加自治体に具体的取組や課題についてのアンケートを行っており、その結果を踏まえて意見を集約し、国のロードマップに地域の意向を反映できるよう、3月下旬に国に提言を目指すとしております。

本市においてもぜひこの協議会に参加していただいて、地元の意見を提言していただきたいと考えますが、答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 市区町村の協議会についてお答えいたします。

1月19日で横浜市長から参加するかどうかというような御紹介を頂戴をいたしました。発起団体が19団体、その中には那須塩原市さんなんかも入っていらっしゃるというものでございました。

先ほど市長の答弁にもありましたが、自治体排出量のカルテについて、那須烏山市は10万人以下の市町村となっておりまして、簡易版というものが示されておりまして、今のと

ころ、市としての排出量、18万5,000トンというものを、ただ吸収量などは分かっていない。

他方で、再生可能エネルギーの発電量、区域の使用料で割っているものですが、これは約82.9%、ほかの市町村に比べると、恐らく高いんだと思うんです。宇都宮市なんかでも8%ぐらいだったと思いますし、栃木県なんか17%ぐらいだったと思います。そういった簡易カルテ上の数字は分かるんですけども、どのようにして、これを削減していいのか、そういったところについては、まだまだ不明なところが多いというところがございます。

すなわち、我々の市としては調査研究の段階である。そして、国も、新しい温暖化対策法ができて、その推進について、だんだんにいろいろ教えていただけるということなんだと思います。そういう状況を踏まえて、先進自治体である発起の、呼びかけをしてくれている自治体とは随分乖離があるという状況を踏まえて、本市としては当面見送ろうとさせていただきました。

ただし、今後も随時参加が可能だということ、また情報がもらえるというお話も頂戴しております。

さらに、広域自治体であります栃木県としても、県と市町村とが一体となって取組を進めたいというようなお話を頂戴しております。結構まめに情報を交換しているところですので、そちらですとか、協議会のほうからいろいろな情報を頂戴すると、そんなことでやっていければと考えてございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 極めて消極的な話で、この環境基本計画においても、今度の見直し、いわゆる平成30年から34年までの計画がこれですね。これが終わった次の計画に、市の今後の考え方を載せようなどというようなこそくな方針なんですね。果たしてそんなことでいいかどうか、これが問われているのではないのでしょうか。

では、私のほうで申し上げます。京都議定書、パリ協定は、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、それぞれの参加国が排出目標を出し合うというものでありますけれども、昨年12月、グテーレス国連事務総長は、簡単に言えば、地球は今壊れかけていると。人類が自然に対して戦争を仕掛け、自然が常に人類に反撃している。これはまさに自殺行為だと。加速する温暖化、地球異常事態の問題を訴えております。最新の科学、また気象データによれば、2050年に実質カーボンゼロを目指しても、地球温暖化の暴走は止められない。こういうことが明らかになってきております。

産業革命以前の地球の平均気温の比較で、現在はプラス1.2度上昇しており、このまま温暖化対策を放置すれば、2030年にプラス1.5度に上昇するとのことでもあります。現在温暖化の進行は、北極圏グリーンランドの氷河を溶かし続けております。2019年だけでも

5,320億トンの氷が解けており、東京23区の入れ物に注げば、その水位は800メートルにも達するというものであります。

オーストラリアの山火事は、30億匹の動物を焼き殺し、過去最悪のカリフォルニアの山火事などなど、一昨年来の森林の燃えた面積は、63万平方キロメートルでありまして、実に日本列島の面積の1.7倍が焼失したとのことでありまして。

北極圏のシベリアは、昨年38度を記録し、観測史上最高の気温となっております。数万年にわたる永久凍土が溶け出し、その中から古代のウイルスが出土、生物の体内に入ると、12時間で1,000倍もの増殖をする危険なものであると、研究グループは新たな感染症を流行させる警告を発しております。

世界的な異常気象が頻発する中で、日本でも異常気象は増え続けており、温暖化で海水温が上がり、大量の水蒸気が大量の降雨と嵐、台風を引き起こしております。一昨年の台風19号では、1980年代と比較をして降水量が20%もアップしております。この台風などが毎年のように襲来する可能性を秘めております。

研究者たちはホットアース議論を提唱しております。2030年までに温暖化対策を放置すれば、地球の温暖化の暴走は止めることができなくなるというものであります。

そのメカニズムは、北極圏の気温上昇により北極海の氷を全て解かし、シベリアの永久凍土を解かず、永久凍土の中にあるメタンガスが爆発的に地上に放出する。これによってメタンガスは二酸化炭素の25倍の温室効果能力を持っており、この時点でCO₂排出を全てゼロにしても温暖化を止めることはできません。

アマゾンの熱帯雨林が高温と乾燥でサバンナ化し、南極大陸の氷が溶解し、地球上の海水面が1メートル以上上昇し、90%以上の砂浜が消失すると言われております。大都市のほとんどが浸水の危機を迎える。こうした連鎖が繰り返されて、2100年にはプラス4度の時代を迎え、人類が極めて生存しにくくなる事態を迎えるというものであります。

これ食い止めることができるかどうか、未来への分岐点である2021年から2030年までのこの10年間の中で、温暖化対策をどのように、どれだけやれるか、これが問われております。これらを踏まえて、本市ではこの10年間にどれだけ温室効果ガス削減の対策を打てるのか、それが問われております。

人類の幸福は地球の気象安定の上にか成り立ちません。地球の未来を守るために、次世代への責任をどう果たすのか、これが鋭く問われております。したがって、この2030年までの本市の目標を明確にする。市民にこのことを伝えて、そして一緒にこの温室効果ガスを削減する協力をいただく、これが求められていると思います。そういう意味で、環境基本計画を次の3年後にその目標を出すなどということは、とんでもないことだと思いますが、それを踏ま

えて、担当課としては、どんなふうを考えておりますか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 議員さんのおっしゃるとおり、地球温暖化は、世界的な、大変大きな問題だと思ってございます。その推進について、次期環境基本計画で策定するかどうか、そこはまだ分かってございません。それ以前に、恐らく地球温暖化の対策法が変わってまいりますので、そういうふうになってくるのではないかなと個人的には推測しているところ です。

地球温暖化は、地球上にあります水蒸気の動きが激しくなるものです。その結果、国土の消失、国際紛争、食糧危機、生態系の破壊とか、それが地域格差となって、世代間格差となって、それが人権問題になるというふうにおっしゃるとおりだと思います。

それに対して、本市としてどういうふうに取り組んでいくのか、今現在は決まっております事務事業としての市役所としての計画を着実に推進しながら、できる限り成果を上乗せするということと思います。

そして、小規模自治体ではありますが、できる限りの努力をしていく、おっしゃるとおりで、市役所だけではなくて市民挙げて実施していくということだと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そこで、先ほど宇都宮市の事例を出しましたが、温室効果ガス排出の削減目標、当面、2030年度までの排出削減の計画を早急につくっていただきたいと思うのですが、市長、いかがですか。

それで、いかに小さな自治体であっても、台風で一昨年が一番被害を受けたのは那須烏山市なんです。これは温暖化の影響で、こういうふうになっているわけですね。これからもっと大量の嵐が来るということになっているわけですから、早めに温暖化の目標を立てるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） なるべく早めができるように、こちらのほうでも対応していきたいと思 います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 既にヨーロッパのEUでは、2030年の10年間に経済成長と温暖化対策ということで、グリーンディール政策を決定しております。投資総額120兆円、これで社会の全てをつくり変えると、脱酸素社会を目指すということで、時間がないから言いませんが、そういうことで本当はここで言いたいんだけど、そういうことで本気です。

だから、そういう意味で、我々が弱小自治体だからなどということ言っている場合ではない

ですからね。人類が生き延びられるかどうかがかかっているんですから、そういうような岐路に今いるということを自覚していただきたいと思います。

次、それを踏まえて那須烏山市国土強靱化地域計画についてお尋ねをいたします。

栃木県は、国土強靱化地域計画を、2019年の台風19号などの教訓を踏まえ、5年ぶりに改定を図る準備を進めております。

改定内容は、防災インフラの長期機能不全などの最悪の事態、リスクシナリオを24本から27本に増やし、リスクシナリオ回避のための取組を新たに提示しております。その内容は、河川流域全体を治水対象、ダムを含めた堆積土砂の撤去、関係機関と連携した予防伐採の推進のほか、文化財保存のための防災設備の施設設置、また、自主防災組織のリーダー育成を加えております。数値目標となる重要業績指数も、改めて2025年度までに、県内全ての防災重点のため池施設で防災対策を実施するほか、自主防災組織の平均訓練回数を倍にするのとことでもあります。

県総合政策課は「ハード面を中心として全体的におおむね順調」としながらも、「今後は、消防団の充足率など、自助、共助の意識づけに関わる施設の強化を図る」としております。

2011年3月11日の東日本大震災から10年、本市はこの大震災、そして、令和元年東日本台風の甚大な被害を被った自治体として、これらの経験や教訓を踏まえ、国県の国土強靱化地域計画を徹底して調査、研究して、これらを十分に生かした安心・安全の本市国土強靱化地域計画の策定、及び国県の事業や補助事業を受けられる本市独自の取組、これを進めていただきたいと考えますが、さらに、この計画策定後の市民への周知徹底、具体的な施策の進め方、及び、実施内容の検証作業をどのように進めていくのか、説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 国土強靱化地域計画の策定と今後の進め方についてお答えいたします。

国土強靱化計画地域計画につきましては、本年度内の策定に向けて、現在、作業を進めております。策定に当たっては、本市の現状や、これまでの自然災害から得た教訓を踏まえ、本市において想定されるリスクを整理した上で、道路、橋梁の防災・減災対策や、市業務継続計画の策定など、今後、取り組むべき施策として39項目を定めております。

また、このたび県の国土強靱化地域計画が改訂となり、令和元年東日本台風を踏まえた流域治水対策などの項目が追加されることから、本市の計画においても県の地域計画との整合性を図りながら策定することとなっております。

次に、計画策定後の具体的な施策の進め方につきましては、本計画では、防災・減災に関する指針となる計画でありますので、地域防災計画をはじめとする各分野別の個別計画に基づき推進することとしております。

また、検証方法につきましては、総合計画、実施計画等を活用しながら、毎年度、事業の効果検証を行い、適切に進捗状況を管理してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 共同通信の国の現行防災体制についてのアンケートが行われたところではありますが、これを十分と評価している自治体は、県内自治体の中で7市町にとどまっており、近年、全国で大規模な災害が多発する中で、防災業務が各省庁に分散する縦割り行政の是正や、体制一元化などの課題を指摘する意見が多かったとの報道であります。

那須烏山市は、専門的な知識を持つ職員を日頃から育成しておくべきだと回答したとのことではありますが、本市のこのアンケート内容について説明をいただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） このアンケートは、現行の国の防災組織体制が十分かという質問の1つでありました。その中で、本市においては、大規模な災害が発生した場合、応急活動や被災した方への支援、その後の復旧、復興までに多岐にわたる対応が求められることから、国の防災の専門的知識を持つ方が非常に少ないということもありまして、そういう職員を日頃から育成して、国で補完するべきだろうというものでございます。

本市におきましては、先ほど青木議員のところにもありましたが、防災スペシャリスト研修というものを受けながら、そういう職員を育て、防災力の向上に努めている状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、災害時の避難誘導とか救助、こういうものについて知識と技能を持つ民間資格、防災士が、全国では20万人を突破しているとのことでもあります。

防災士の資格は、1995年、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害時に地域で活躍できる人材を育てようと、NPO法人日本防災士機構が2003年度、創立し、人命救助や避難所運営に関する講座などを受け、試験に合格すると取得ができるというものでありまして、自治会等での防災活動や、被災地支援に携わる活動などに活躍が期待されております。

栃木県では、資格者が3,612名とのことではありますが、この防災士の資格を有する方は本市には何人いらっしゃるのか。どんな役割を果たしているのか。この防災士が増えている理由として、資格取得費用を助成する自治体が増えていることが要因とのことではありますが、本市においては、防災士資格取得を目指す方への助成は図られているのか、検討がされているのか、答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、防災士の数でございますが、県の報告でございます。若干資料が古いんですが、令和2年3月31日現在、那須烏山市においては26名の防災士の資格

を有している者がおります。

次に、防災士の役割ですが、先ほどの議員の質問のとおり、自治会等での防災活動、被災地支援に関わる活動に活躍が期待されているものでございます。

本市の取組でございますが、資格取得の助成制度は、現在のところはございませんが、支援策としまして、今年度、県の事業でもありますが、栃木県地域防災アドバイザー防災士養成事業を活用し、防災士の取得を目指しているところでございました。

しかし、新型コロナウイルスの影響で、今年度、それができなかったものですから、次年度また引き続き、その取組をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、行政の側もスペシャリストをつくると。そして、いわゆる地域の側というか、民間の側でも、スペシャリストをつくって、災害に対応するというのを進めていただきたいと思います。

次に、第4問であります。総務省は2021年度から、上下水道などのインフラや公共施設の維持管理を支援するための公認会計士や、税理士などといった経営アドバイザーを全国500市町に派遣すると報道されております。

このアドバイザー派遣は、総務省と地方公共団体金融機構が共同で実施し、本年3月中旬から自治体の申請を受け付けて、6月から派遣を始める予定だそうです。年間5回程度の派遣で、その謝礼や旅費などについての経費は、この機構が支出をして、自治体の側には負担がないということでもあります。

戦後の高度成長期に整備されたインフラ等が老朽化する中で、民間のノウハウを活用した中長期的なインフラの維持管理や、財政運営の後押しをしようとするものと考えますが、本市はこの老朽インフラの管理支援アドバイザー派遣事業に参加申請を考えているのかどうか。しかし、この問題については、小堀議員が細かに質問をしておりますので、私としましては、このアドバイザー派遣事業を本市としては受け入れるかどうかだけ、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） アドバイザー派遣事業に参加申請を、上下水道課として行うかということにお答えいたします。

詳細な情報はまだ正式には届いておりませんが、内容を精査し、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、本市、防災行政情報伝達システムについてお尋ねをいたします。防災行政情報伝達システムの再構築までの経過と、現状の問題点、及び実際の災害対応時に役立てるために、本市の防災行政情報伝達システムとするための今後の課題について説明を求めるものであります。

平成17年10月に那須烏山市は合併しましたが、既に南那須地区におきましては防災行政無線が配備されておりました。烏山地区には整備されておらず、統一した防災行政情報伝達システムの整備が合併新市の重要な課題の1つでありました。

しかし、烏山地区は山間地域を多く抱えていることや、南那須地区の防災行政無線はアナログ方式のため、デジタル方式に改修する必要があり、全体として再構築するのに多額な費用を要するなどの理由で、防災行政無線整備は先送りとされてまいりました。

平成29年になって、防災行政無線配備を求める議会での論議に対し、市当局は、デジタル化の総事業費は、市全体で10億円かかると。事業の補助制度はなく、緊急防災・減災事業債で対応したいなどと回答しております。

平成30年8月に、アナログ防災行政無線はデジタル化せず、携帯電話網を活用した情報配信として、平成31年に防災行政無線に代わって、携帯電話及び戸別受信機への防災行政情報を配信するシステム構築費、戸別受信機1,200台、計1億2,300万円をかけて進めたわけであります。

令和元年度には、防災アプリ、防災Infonすからすやま、及びLINEを開始、令和2年には、6,600万円をかけて戸別受信機を800台追加導入して、現在に至っているところであります。

市当局は、防災Infonすからすやまアプリ、プラス戸別受信機、プラス防災行政メール、プラス那須烏山LINEが、令和3年1月時点で6,874ということで、世帯数が1万439の65.8%としておりますが、これはあまりにも無理な、不正確な数字ではないでしょうか。1世帯の家族で何人もが防災アプリやメールを持ち、戸別受信機も備えている家庭もあります。

防災行政無線伝達システムが、市内にどれだけ普及されているか、改めて正確につかむべきであります。せめて全世帯の7割、8割の普及を目指すということでなければ、防災行政伝達システムというふうにはならないのではないのでしょうか。

市当局の受け止め方、今後のこの推進方法を説明をいただきたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災行政情報伝達システムについてお答えいたします。

防災行政情報伝達システムの再構築につきましては、アナログ式の防災行政無線の運用期限が令和4年11月末までとなっていますことから、防災行政無線をデジタル化して運用していくか、ほかのシステムに切り替えるのかを検討してまいりました。

検討段階におきまして、防災行政無線の屋外スピーカーは、豪雨や建物の構造等により屋内にいる住民等に聞こえない場合があります、音声を聞き漏らすと重要な情報が伝わらないなどが課題とされてきたため、新たな防災行政情報伝達システムにつきましては、スマートフォンや携帯電話、戸別受信機といった端末によって重要な情報等を伝達するシステムを整備していくことといたしました。

また、現状の問題点としましては、スマートフォンと戸別受信機に配信する情報が同じであるため、戸別受信機をお使いの方々は、音声案内を短くできないかとの要望も出ており、今後はスマートフォン用と戸別受信機用に内容を分けて情報を配信できるシステムの改修を進めてまいりたいと考えております。

また、市民への新たなシステム移行の普及啓発が不足していることから、利用者が少ない状況にありますので、市民への周知を強化し、利用者の増加を図ってまいります。

今後の課題としまして、災害が発生するおそれや、災害が発生した場合に、気象情報や河川の水位情報、避難情報や災害発生情報等を速やかに、正確に市民の皆様へ伝えることができるよう、さらなる体制の整備を図ってまいります。

また、日頃より防災情報伝達ツールを活用し、行政情報や有意義な情報を伝えることにより、市民の皆様になくってはならない存在となるように努力してまいります。

確かに80%以上が理想ですし、当たり前のことだと思います。私の中でも、もう少し皆さんに伝わるよう、今努力をさせていただいています。ちょうど税務の申告に来ている方の中にも、帰りに寄ってもらっていただいとか、今、そういう意味での啓蒙を進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで2問目ですが、現在の防災情報伝達システムは、NTTドコモ携帯電話回線を使用しているために、この電波が受信できないところは、この防災アプリ、防災メール、戸別受信機が使えないという状況にあります。

現に、境地区の市政懇談会のときに、大木須のほうで、戸別受信機を普及するために歩っただけけれども、電波が届かない地区があるというのが出されました。これは恐らく市内にも結構あるんじゃないかなということで、早急に市内の実態調査を行った上で、全市で、本市の防災行政情報の伝達ツールが使えるようにしていただきたいと考えますが、答弁をお願いいたします。

す。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 大木須地区の一部でそのような状況があるというところは、こちらとしてもつかんでおりますので（「大木須だけじゃなくて全市、全市」の声あり）、それも分かっておりますので、市内全域を含めて、もう一度、再調査した上で、対策を考えていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、次の質問です。

足利市の山林火災は、人ごとでは済ませられない問題であります。火災は2月21日に発生し、懸命な消火活動が繰り広げられて、106ヘクタール延焼しましたが、3月1日になって、発生9日目に鎮圧宣言がされたところであります。305世帯の避難勧告も解除されました。

しかし、本市の防災情報配信のうち、火災情報は栃木北東地区消防指令センターの配信なので、防災Infoなすからすやまアプリ、戸別受信機、防災行政メールでは、直接はこの火災情報は入れられないのが実態です。南那須地区にあるアナログの防災行政無線では、火災情報も流していると聞いておりますが、本市の全ての防災行政情報伝達ツールに、この火災情報を伝達するようにしていただきたい。それでなければ、防災行政伝達システムと言えないのではないかと考えますが、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 火災情報につきましては、現段階におきましては、栃木北東地区消防指令センター、または消防本部のほうで発信する仕掛けになっておりますので、今現在、平塚議員から御指摘のあった点については協議中でありますので、早めに対応できるように取り組みたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 人ごとではないということで、中山間地を多く抱える自治体でございまして、どこで火災が発生するか分かりません。そういう意味で、北東地区消防指令センターの、アプリをつないでいない方はそれが分からないわけです。しかし、南那須地区のアナログの防災行政無線では、それをちゃんと伝えているということでございまして、なくならなくてよかったですね。ぜひ全ての行政情報伝達ツールで火災情報も伝えるようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルス感染症は、年末年始に第三波の爆発的な感染拡大が進む中で、本県を含む11府県が緊急事態宣言発令下に陥りましたが、栃木県は人口10万人当たり新規感染者をはじめ、感染状況に関する国の対

策分科会が示す全7指標のうち、4指標がステージ3を下回り、2月8日より緊急事態宣言が解除されたところであります。

この時点では、重症病床の稼働率や10万人当たりの全療養者数など、3指標はいずれもステージ3が続いておりました。

そういう中で、県の医療供給体制強化によりまして、1月までに入院病床は377床、宿泊療養施設は638室を確保しておりますが、病床、施設の地域でのアンバランスなどが課題となって残されております。医療現場や保健所などの機能維持のための対策がさらに求められているところであります。

県は、新型コロナウイルス感染症対策として、県の新年度予算に288億円を盛り込み、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図るとしてしておりますが、変異ウイルスなどが発生しておりまして新たな問題もあります。

本市も、これまでに多くの感染者を出しており、引き続き警戒を緩めず、第4波の感染拡大にならないように、感染防止対策と新型コロナウイルス終息に向けての対策、市民生活を守る対策の拡充に努めていただきたいと思いますと考えますが、まず、1つ目として、感染症防止対策、昨年12月定例市議会で採択いたしました新型コロナウイルスに対する社会的検査についての陳情書に沿って、市民の検査体制の充実を図り、感染した場合に備えた医療供給体制の整備充実に努めていただきたいと思いますと考えますが、感染症防止対策の現状と今後の取組について説明をいただきたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民の検査体制の充実及び感染した場合に備えた医療供給体制の整備拡充についてお答えいたします。

栃木県内では、新規の感染者数が年明け時点では100人を超えておりましたが、現在は10人前後までに減少しています。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、依然として県内全域でも日中を含めた不要不急の外出自粛や、緊急事態宣言の対象地域の往来へ注意を呼びかけております。本市におきましても、現在31名の感染者が確認されている状況でございます。

県内で感染者数が増加した一因には、高齢者、障がい者施設で発生したクラスターが考えられます。これらの施設では、重症化リスクが高い高齢者が感染するケースが多く、施設内での感染拡大防止が課題となっております。

そこで、本市におきましても、市内の高齢者、障がい者施設の職員を対象に、新型コロナウイルスPCR検査を行うことといたしました。検査方法はプール方式による唾液PCR検査とし、検査費の全額を助成するものとしております。現在、検査キットを各施設に配布している

ところで、今月中旬までには参加した全施設に検査結果が報告できる予定となっております。

今後につきましては、ワクチンの接種状況や、市内の感染状況を注視し、再度検査が必要と判断した場合は、適宜実施してまいります。医療供給体制の整備につきましても、県や南那須医師会と連携し、市民の皆様にご不安を与えないように対応してまいりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これに関しましては、高齢者の通所施設について市独自にやっていたにつきまして、ありがとうございました。

また、那須南病院におきましては、PCR検査ができるように、ドライブスルー方式を進めるということの体制もあると聞いております。かかりつけ医の診断を受けて必要があれば受けるということではありますが、全く感染経路が分からなかったり、あるいは感染していても無症状とか、そういう方もいると聞きますので、やはりPCR検査を充実させるということは大事だと思っておりますので、ぜひ、那須南病院等々と協議をしながら進めていただきたいなと思っております。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、医療従事者へのワクチン接種に続いて、4月からは65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者、60歳から64歳の方、そして16歳以上の方ということで、予防接種を進める予定となっております。

この業務が滞りなく実施できるように、体制の整備を、特に予防接種ではスタッフの確保が重要だと言われております。会場、医師、看護師、その体制整備に努めていただきたいと思いますのですが、これについて、まず、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ワクチン接種の体制整備と市民への周知徹底についてお答えいたします。

村上議員、青木議員への答弁と重複することもございますので、御了承をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国の指示の下、県の協力の下、市において実施することとなりますので、市民の皆様が安心してスムーズに接種を受けられるように、現在、体制整備を行っているところでございます。

1月20日からは、健康福祉課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設け、ワクチン接種を滞りなく実施できるように準備を進めております。市が本格的に接種を実施するのは、現段階で4月以降と想定しております。65歳以上の高齢者から順次接種を開始する予定となっております。3月下旬には、接種券を接種対象者宛てに送付し、順次、コールセンター等で受付を開始する予定でございます。実施場所は、那須南病院と那須烏山市武道館の2か所で集団接種を予定しており、可能な限り個別接種も実施していけるよう、医師会と調整していること

ころでございます。

また、要配慮者に対する対応につきましても、医療チームを編成して、施設に出向して接種できるなど、接種希望者と滞りなく接種できるように調整しております。実施日は週5日間、半日実施で1日200人前後の接種を想定しており、そのほかの体制整備につきましても、先進地の事例など、情報を収集しながら、市民の皆様が安心してワクチン接種ができる体制整備に努めてまいります。

市民への周知徹底につきましては、まずはワクチン接種に関するリスクやベネフィットなどを含めた正確な情報発信が何より大切と考えております。

また、送付する接種券についても、市民にとって分かりやすく記載する等の準備を進めてまいりますとともに、ホームページやSNS、各世帯へのチラシの配布など、できるだけ多くの方法で情報発信に努めていきます。

また、那須南病院というのは広域病院なので、我が市だけでやるというよりは、重症な方とか、基礎疾患を持つ方を重点的に見てもらうということで対策を進めております。集団の主なものは、武道館のほうで、那須烏山市全体で、そこを接種会場としたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 那珂川町の議員さんから、あれは広域の病院なので、那須烏山市のほうだけで特化してワクチン接種をするのかどうかという話が出たんです。それで、一般の患者さんが来る、PCR検査もやる、そして集団接種もやると。そして、集団接種はやったので、お帰りくださいというわけにはいかないよね。15分から30分ぐらい、いなくちゃならない。そういうことを踏まえて大丈夫なんですかということになったんです。

それで、何か武道館に特化するみたいな話になっているんですが、烏山の年寄りを優先にやるので、烏山の体育館も活用して、やっぱり両方でやるほうが、いわゆる便利がよろしいんじゃないですか。

先ほど生涯学習課長に聞いたら、トイレは凍結の期間がなくなれば使えると言っておりますので、ぜひ那須烏山市の市民体育館、これも活用すれば駐車場はあるし、中は広くて休憩する場所もあるということなので、両方を使うということで進めてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） その点も検討させていただいたんですが、医師会の医師数がそこまでありませんので、できましたら1か所でドクターが何人かいるところだと、もしもアナフィラキシーショックとか副作用が出たときの対応がしやすいので、1か所の場合のほうがいいのではないかという判断の下に、今、検討させていただいています。

変な話ですけど、もしも副反応がかなり少ないと分かれば、会場を増やすことは、後々できるかもしれませんが、今のところはまず1つの会場でということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その際、先ほど課長のほうで言いましたけれども、かかりつけ医ですか、そこで受診すると問診や診察もできるし、そして予防注射もできて休めるというふうになりますので、そこはそれも相当普及したほうが、烏山にとっては、何か、南那須に行かなくちゃできないんだみたいな話では問題になると思いますので、そういうふうにしていただきたい。

それと、予防接種の訓練は、いつまでにどこでどのようにやる計画ですか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 訓練でございますが、まだ詳細は決定しておりません。ただ、今月中には、那須南病院と武道館において実施したいと考えております。詳細はこれから決めたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほど同僚議員のほうからもありましたように、県内でもいろいろと訓練をやられているようであります。問題が起きないように早めにいろいろ準備を進めていただきたいと思っております。

最後の質問でございますが、このコロナ禍の下で、市民生活、地域経済に深刻な影響を出しているのが実情です。

これらの経済悪化の状況調査とかデータはありますか。また、新型コロナ特措法に、事業者に対する国と地方自治体の支援は講ずるものとする明記されております。市民に対して、国県の休業支援制度の周知徹底と、長引くコロナ禍の業績悪化に対する地元中小企業への緊急経済対策、及びコロナ禍における市民、困窮者支援対策の拡充に努められたいと思っておりますが、答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地元中小企業、生活困窮者への支援についてお答えします。

地域経済に関する状況調査やデータ等につきましては、市内の経済状況を示す指標、有効求人倍率や完全失業率などの雇用に関する指標はありますが、商工会で行う調査や巡回時の聞き取り状況を共有したり、直接事業者から伺った情報などを踏まえて、コロナ禍の影響について、統合的に把握しているところでございます。

次に、新型インフルエンザ特措法の改正によって、蔓延を防止するために県が事業者に対し

て行う休業要請の措置の影響を受け、業績が悪化している事業者に対して行う支援につきましては、市としても、さきの緊急事態宣言等の際に県の時短要請に応じた事業者に対して、県と連携協力金の支給を行っているところであります。

そのほか、国や県の支援につきましては、主にホームページを活用し、必要な情報を適宜発信するとともに、きめ細やかな相談対応を行っています。

市単独事業としては、商工会と連携し、プレミアム付商品券発行事業、事業継続応援金、感染防止対策取組支援金など、大小含めて10本を超える支援策を実施してまいりました。今後の状況によっては、支援が必要な事業者に向け、新たな施策を展開することも検討しております。

生活困窮者支援策について、国では生活困窮者自立支援制度改正を行い、対象者の拡充や対応期間の延長など、新型コロナウイルス感染症に対する支援拡充を実施しております。

本市においても、生活困窮者の相談は、1月末時点で101件の相談があり、これは前年度1月末が22件あったのに対して、約4.6倍もの増加となっております。

これらについても社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付け、就労支援、債務整理への誘導、生活保護申請など、状況に応じて対応しております。

今後とも関係機関への情報連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 第2弾の新型コロナウイルスの感染症拡大防止営業時間短縮協力金、これについての申請事業所は何件あったんですか。

それと、国の休業支援制度については、中小企業の休業支援給付金を、その従業員が直接請求すればもらえると、これがよく分かっていないというものがあるので、これを正確に伝えていただきたい。

また、真岡市においては、昨年実施した新型コロナ対策融資資金のほかに、今度新たに、緊急経済融資制度を創設すると。二段構えで対策を取るというふうにやっておりますので、これについても検討していただきたい。困窮者については、今あるように進めていただきたい。

また、テレワークについても、全国で3割がテレワークに移っているというので、地方でも仕事ができると思いますので、ぜひ本市でも、これは佐野市でも取り組んでいるということでございますので、本市でも取り組んでいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 第2弾の感染防止協力金についてというのは、県の協力金のお話でよろしいですか。（「はい」の声あり）

こちらの申請期間は、現在、申請中なんですけれども、まだ、市のほうには何件出ているというお話は来ていませんので、分からない状況です。

次に、休業支援の関係なんですけど、こちらはそういうお問合せがございまして、市のほうのホームページに詳細を載せておりますので、そちらを参考にいただければと思っております。

真岡市の緊急融資の件につきましては、本市も引き続き、新型コロナウイルス関連の融資につきましては、令和3年度も継続していく方向でございまして、そちらを利用していただければと考えております。

最後に、テレワークなんですけれども、こちらにつきましても、現在、テレワーク関係の推進について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午後 3時10分散会]